

第4章 小野市の歴史文化の特徴

この章では、第1～3章で整理した市の概要や文化財の概要、保存・活用の取組み状況から、8つの歴史文化と2つの歴史文化の特徴を整理しました。

8つの歴史文化は、それぞれ異なるテーマに焦点を当てて、過去から現代までの歴史を整理したものであり、様々な角度から小野市の歴史文化を見ていこうとするものです。

1	水と土地を求めた挑戦	80
2	土地を切り拓いた古代人のあしおと	82
3	大部荘開発と浄土寺	84
4	今に残る戦いの記憶と遺産	86
5	交流がもたらすものづくりと技術	88
6	学びのまち——柳氏の築いた近代社会の基礎——	90
7	暮らしを守るコミュニティ	92
8	自然を活かした人々の楽しみ	94

1 小野市の歴史文化の特徴

8つのテーマ 太古から現在までの様々な出来事や人々の営みが積み重なって形成されてきた本市の歴史文化は、次の8つのテーマに整理することができます（図 33）。

- ①水と土地を求めた挑戦
- ②土地を切り拓いた古代人のあしおと
- ③大部荘開発と浄土寺
- ④今に残る戦いの記憶と遺産
- ⑤交流がもたらすものづくりと技術
- ⑥学びのまち——柳氏の築いた近代社会の基礎——
- ⑦暮らしを守るコミュニティ
- ⑧自然を活かした人々の楽しみ

歴史文化の背景 本市には大河加古川が貫流し、幾多の支流が合わさり、古来より流域の田畑を潤す恵みをもたらしてきました。一方、台風や集中豪雨によって流れを変え、災害が発生することもありました。

また、市域には太古の地球の営みによって形成された雄大な段丘地形が広がり、年間を通じて降水量が比較的少なく、古来、水源の確保に頭を悩ませてきました。こうした地形や自然環境を基盤として、人々は様々な知恵と工夫を積み重ね、恵みを活かし、常に切り拓く力（フロンティアスピリット）をもって豊かな暮らしを実現してきました。

一方、政治・経済の中心地である奈良や京都といった都、神戸・大阪等の大都市圏に近接した地域であることから、人々や物資の往来が盛んに行われてきました。加古川を中心とした水上交通と大小さまざまな街道による陸上交通の結節点として、経済的・軍事的に重要な位置にありました。人々の交流は、新たな技術や文化、考え方を受け入れる気風を育んできました。

上記で整理した8つのテーマをみると、共通して「①大河と段丘を舞台に受け継がれるフロンティアスピリット」、「②人やものの交流が生まれる水陸交通の結節点」という2つの特徴の上に成り立っていると整理することができます。

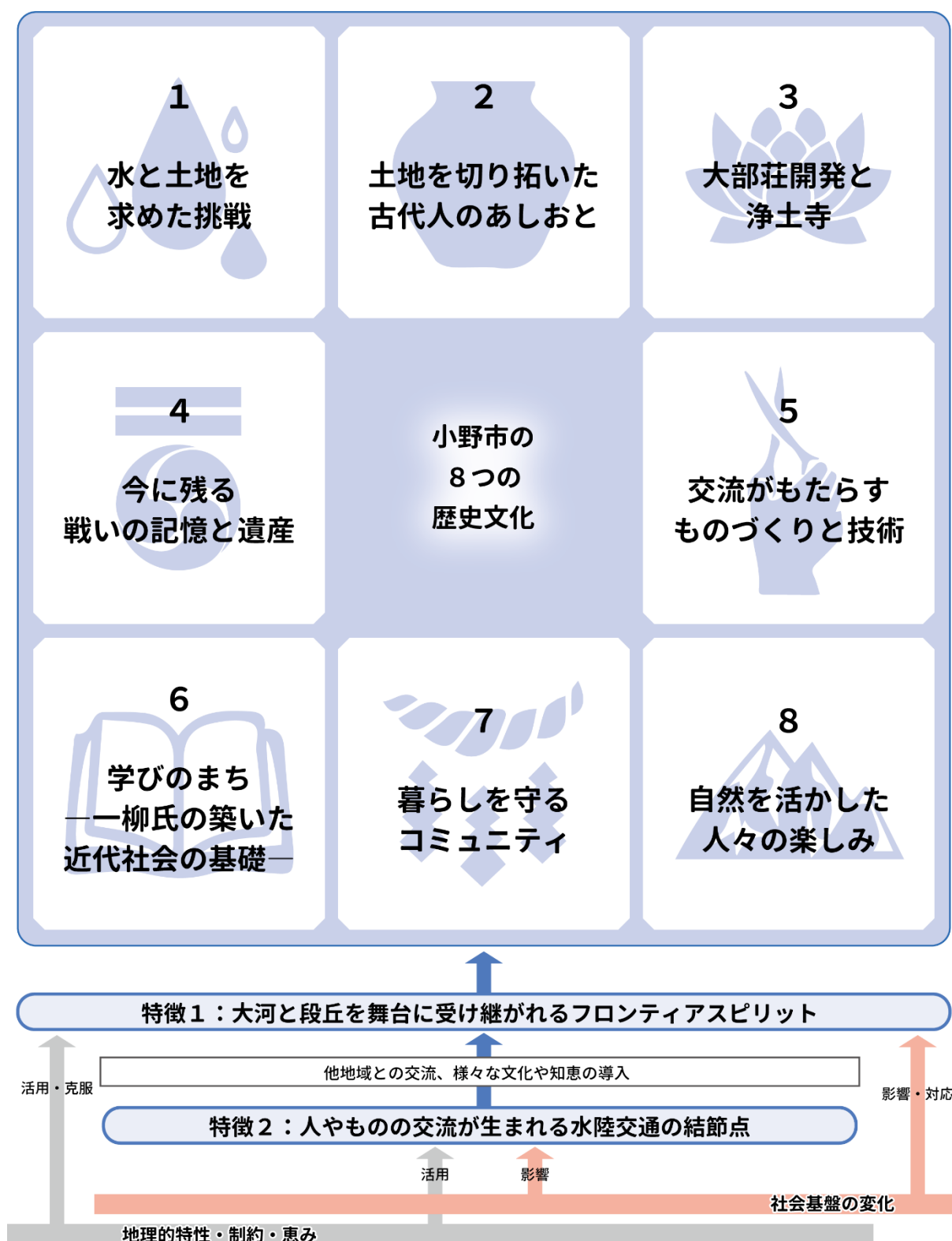


図 33 小野市の歴史文化の特徴と8つのテーマ

1 水と土地を求めた挑戦

本市は、比較的降水量の少ない地域で、この地域で暮らす人々は水を得るために様々な工夫と努力を重ねてきました。得られた水は農業や生活に活かされ、貴重な水にまつわる祭礼も各地で受け継がれています。現在みることのできる豊かな水辺景観や農業景観等は、先人たちの苦勞の証しであり、現代を生きる我々の心にうるおいを与えています。

●堰をつくり、田に水をひく

稲作が始まる弥生時代には、加古川やその支流沿いに次々と集落がつくられました。人々は堰をつくり水路を掘削し、水をひいて水田を拓きました。中世には、俊乗房重源やその弟子による大部荘内の水田開発が進められました。近世以降は、地域の有力者等により多くのため池や水路が築造され、明石藩主^{おがさわらただぎね}小笠原忠真の大池やトノサマ溝、豪商近藤亀蔵の鶴池・亀池、井上^{ろくぞう}六蔵の六蔵池等が代表的なものとして挙げられます。

また、段丘直下では自然湧水「出水」が利用され、水が確保しにくい地域では「ノイド」と呼ばれる井戸が掘られる等、様々な手法で暮らしに水を取り入れてきました。さらに、各町に残された古文書には、水利に関わる争論の記録も残り、人々が水の確保に奮闘した様子を伝えています。

●戦後の開拓と大規模な治水事業

戦後は、^{だいかい}大開町、万勝寺町、浄谷町、^{ふたば}二葉町付近が開拓されましたが、多くは台地上にあり、水に恵まれず厳しい生活環境に置かれました。しかし、昭和26年（1951）の鴨川ダム、昭和34年（1959）の鴨川ダムの貯水量を補う船木池の築造等により、開拓地の水利状況は飛躍的に改善しました。そのほか、曽根サイフォンや、用水を公平に配分する六ヶ井堰円筒分水等が作られ、一連の水利施設のネットワークは東条川疏水の名で親しまれ、現在の生業・生活を支えています。

●水に彩られる生活

人々は手に入れた水を農業に活かしています。食米に加えて、大正時代に開発された山田錦が酒米として生産されるようになりました。このほか、小麦、大豆等に加え、近年ではいちじく（おのこまち）やそば等が特産品として生産されています。

川や水路に面した家では、各家庭の前に洗い場を作り洗濯や野菜洗いに使っていました。また、子ども達にとって、川や水路は泳ぎ場であり、ジャコ捕り等の遊び場でもありました。

また、市場地区等では出産の儀礼としてため池を^{はら}祓い清める風習もありました。

●水・農業に関する祈り

水や農業に関する祭礼・行事は、現在も市内各地で続けられています。池や農作業の安全を祈る水神祭や、五穀豊穡ごこくほうじょうに感謝する秋大祭、害虫を寄せ付けないよう祈願する虫送り、雨乞いあまごや火の安全を祈願する愛宕祭が挙げられます。さらに、市内各所にマムシの墓である「ハメ塚」があり、農作業と集落の無事を祈るための祭りが行われています。



地おこしで配られる「牛王宝印」と「厄除け札」



檜山町の水神祭の様子

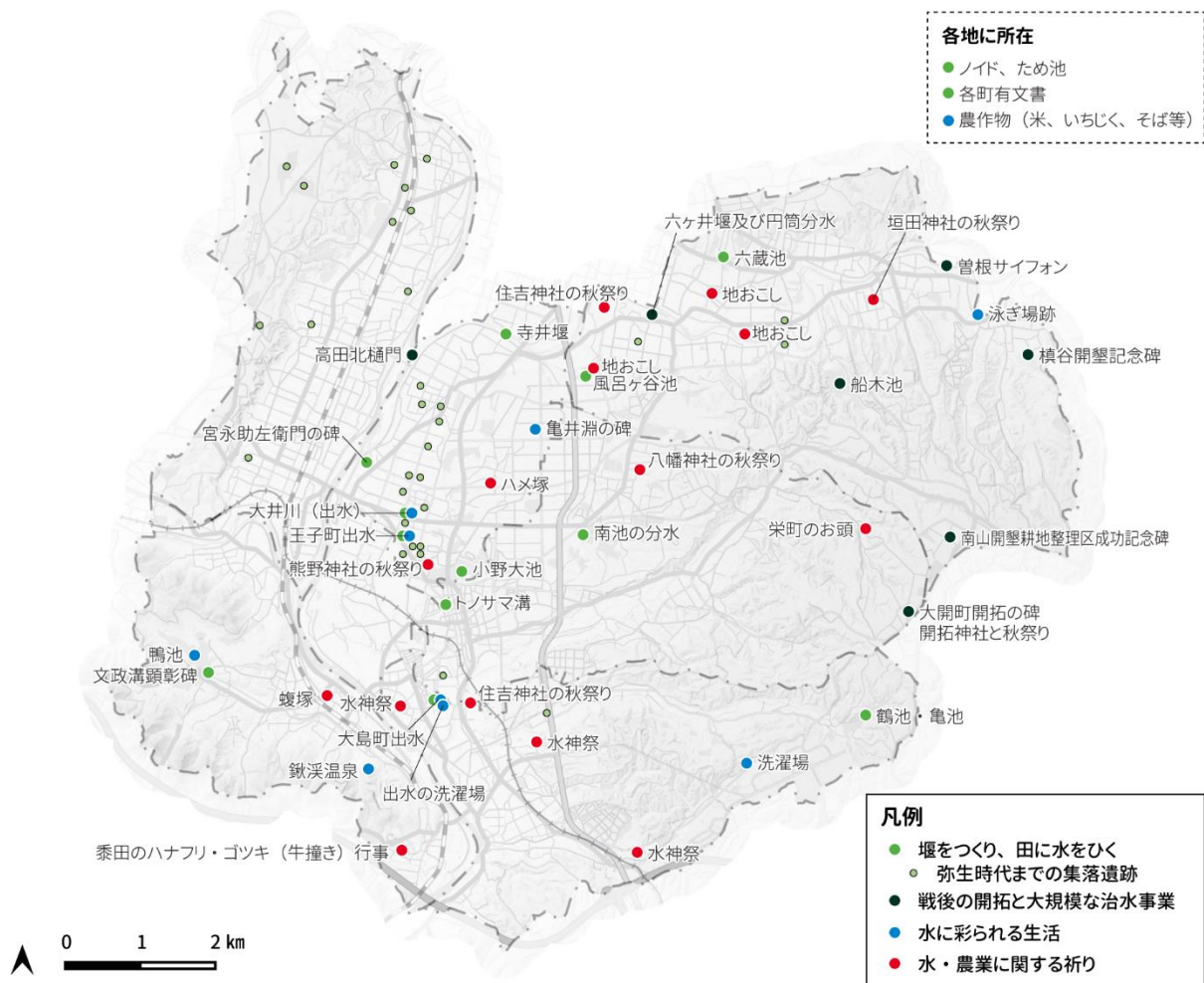


図 34 「水と土地を求めた挑戦」に関連する主な文化財等

2 土地を切り拓いた古代人のあしあと

本市の原始・古代の遺跡は、東播磨を代表するような豊富な内容を持つものがあります。低位段丘面には弥生時代の集落遺跡、中位段丘面には古墳群や古代寺院が築かれ、低い土地から高い土地へと開発が進んできました。

●定住による集落の形成

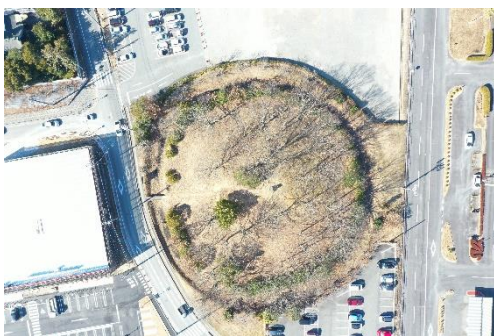
稲作が始まる弥生時代には、水をひきやすい低位段丘面上に水田や集落がつくられ、定住生活が始まりました。代表的な遺跡としては、加古川東岸の垂井遺跡、大島大坪遺跡、高田古^{ふるなわしろ}苗代遺跡、高田地蔵^{じぞうの}ノ^{もと}本遺跡、王子城ノ下遺跡、西岸では大寺遺跡、河合中カケ田遺跡が知られています。水田跡こそ見つかっていないものの、竪穴建物や環濠とみられる溝等が見つかり、煮炊きや貯蔵ができる弥生土器や、米の収穫に用いた石包丁等が出土しています。



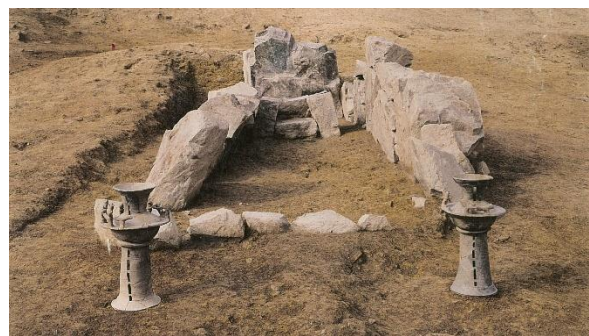
王子城ノ下遺跡

●ムラのあり方を知る様々な古墳

古墳時代に入ると、人々は集落を見渡す中位段丘面上に古墳を築き始めます。市内では 400 基以上もの古墳が確認されていますが、消滅したものを含めると、いかに多くの古墳が築かれたかが分かります。敷地大塚古墳と王塚古墳はともに直径 50m ほどの大型円墳で、中位段丘の先端部に形成された大部古墳群を構成しています。高田町から王子町の一帯で集落を営んでいた地域の有力集団が築造した古墳群とみられ、敷地大塚古墳からは銅鏡 7 面、王塚古墳からは豊富な鉄製武器・武具類が出土しています。



王塚古墳



勝手野 3 号墳

古墳時代後期には、小規模な古墳が数多く築かれ群集墳を形成し、なかには 100 基以上からなるものもあります。代表的なものとして、焼山古墳群、^{ふくでん} 檜山古墳群、福^{ふく} 甸古墳群、勝手野古墳群、船木・中番古墳群等が挙げられます。

●古代寺院の建立

加古川流域では早くから仏教文化が栄え、7世紀以降、多くの古代寺院が建立されました。市域では、河合廃寺や広渡廃寺、新部大寺廃寺が建てられ、この地が有力な豪族を育むだけの豊かな経済性を有していたと同時に政治的にも重要な地域であったことを物語っています。



広渡廃寺跡復元イラスト

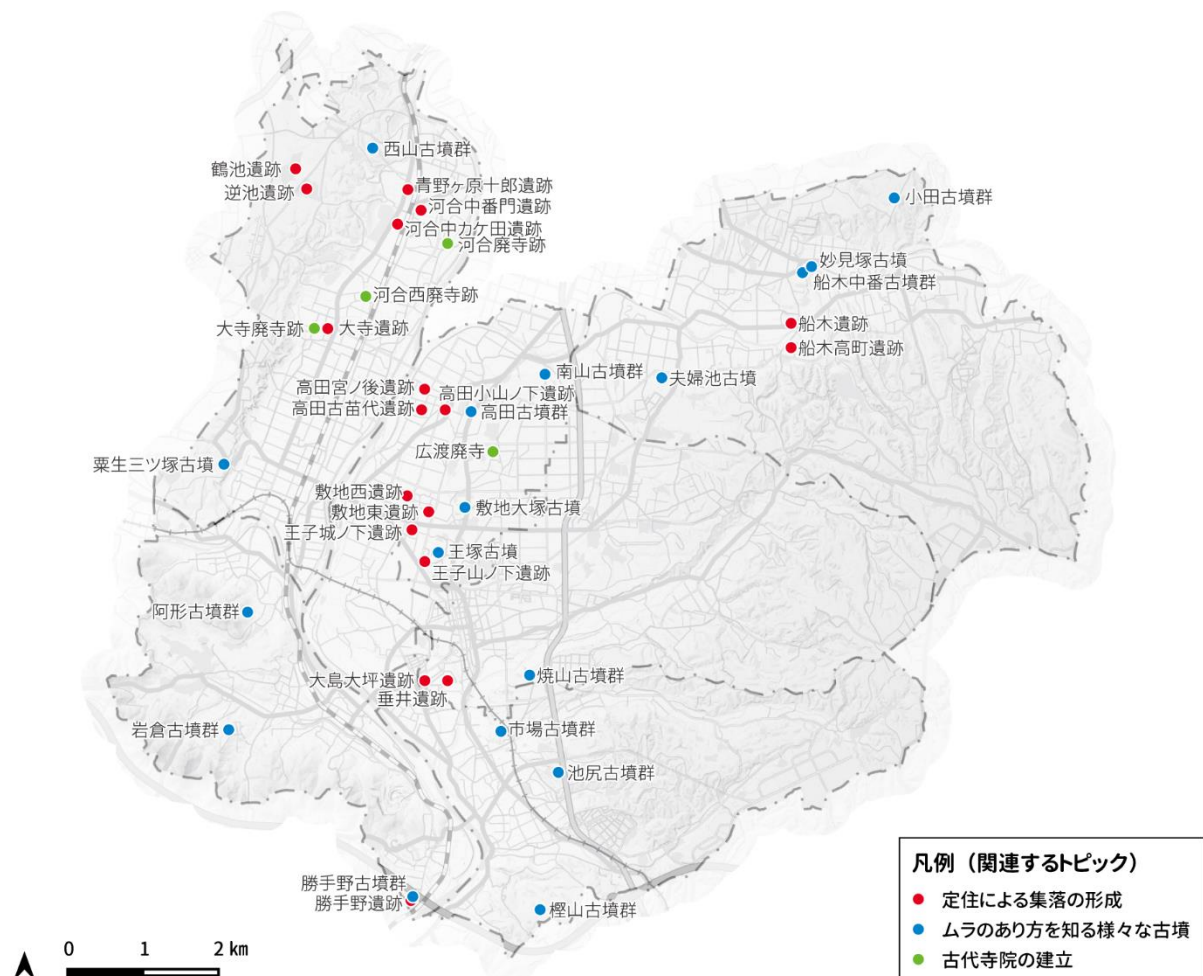


図 35 「土地を切り拓いた古代人のあしあと」に関連する主な文化財等

3 大部荘開発と浄土寺

南都焼討によって焼失した東大寺復興のため、俊乗房重源は全国に7か所の別所を設けました。本市にある浄土寺は播磨別所に当たり、東大寺領荘園である大部荘開発・経営の拠点として、また俊乗房重源の阿弥陀信仰の道場として創建されました。浄土寺は、創建当初から現在に至るまで人々の心の拠り所として、また地域の中心として機能しています。

●俊乗房重源が残した来迎の世界

浄土寺・八幡神社の伽藍配置や仏像には、俊乗房重源の思想が濃厚に表れています。

境内の中央北端には鎮守八幡神社本殿・拝殿が配置され、その東西に浄土堂と薬師堂を対峙させています。浄土堂と薬師堂は来迎思想の世界観を形成し、浄土寺と八幡神社は深く関わりあいながら本地垂迹説を表現しています。

浄土堂内には雲座に乗った阿弥陀如来及両脇侍立像（快慶作）が安置されていますが、西方へ沈む太陽の光を背に、雲に乗った阿弥陀如来の来迎の姿を表現しています。薬師堂には薬師如来像が安置されているといわれています。

かつて浄土寺で行われていた来迎会（迎講）は、阿弥陀如来が二十五菩薩をひきいて、西方浄土から現世へ迎えに来る姿を、人が菩薩面をかぶり、装束をつけて演じる儀式です。浄土堂と薬師堂の間を練り道として往復し、現世より浄土へ通じる道として裸阿弥陀像を先頭に菩薩面をかぶり行列を行ったといわれています。

●俊乗房重源とその子弟

大部荘と呼ばれる荘園は、東大寺再建の重要な経済基盤でした。鹿野原を中心に、俊乗房重源によって大規模な水田開発が進められました。また、その弟子である観阿上人は81歳で生涯を終えるまで大部荘の開発と経営に尽力しました。

俊乗房重源は鹿野原を一晩で開墾したと伝えられ、その際鋤や鍬を洗い、重源の命日だけ水が澄むと伝わる地蔵池（にぎり池）があります。また、俊乗房重源が結縁した長尾寺（雲光寺）、用水確保のため構築された寺井堰、善阿上人が苦行した冷泉と伝わるブツブツ等、市内には俊乗房重源やその弟子ゆかりの文化財が数多く所在しています。



地蔵池（にぎり池）

●浄土寺と人々の信仰

浄土寺は、鎌倉時代に開かれて以降、人々の篤い信仰を集めました。浄土堂旧板壁や市内各地の道標等からは、室町時代以降、全国各地から巡礼に訪れた人々の姿を知ることができます。黒川町の古文書には、来迎会で果たした黒川六株(水池・井上・上月・井場・松尾・藤原)の役割等が記載されており、黒川が古来より浄土寺との関係の深い地域であったことが分かります。浄土寺を中心として周辺には塔頭寺院が建ち並び、最盛期には14の寺院が浄土寺を取り囲んでいました。現在は、浄土寺の北に宝持院、南に歓喜院の2院となっていますが、今でも、里方と呼ばれた黒川・広渡・中島・浄谷を中心として、市内各地から施餓鬼や花まつり、浄土寺の鎮守社として創建された八幡神社の秋祭り等の行事に訪れます。

なお、江戸時代には浄土寺は小野藩の領地となりますが、一柳家の歴代藩主は浄土寺にたびたび祈願文を奉納したり、灯籠等を寄進したりしています。また、領内豊作を願い、境内の八幡神社で湯立ての神事が行われたこともありました。

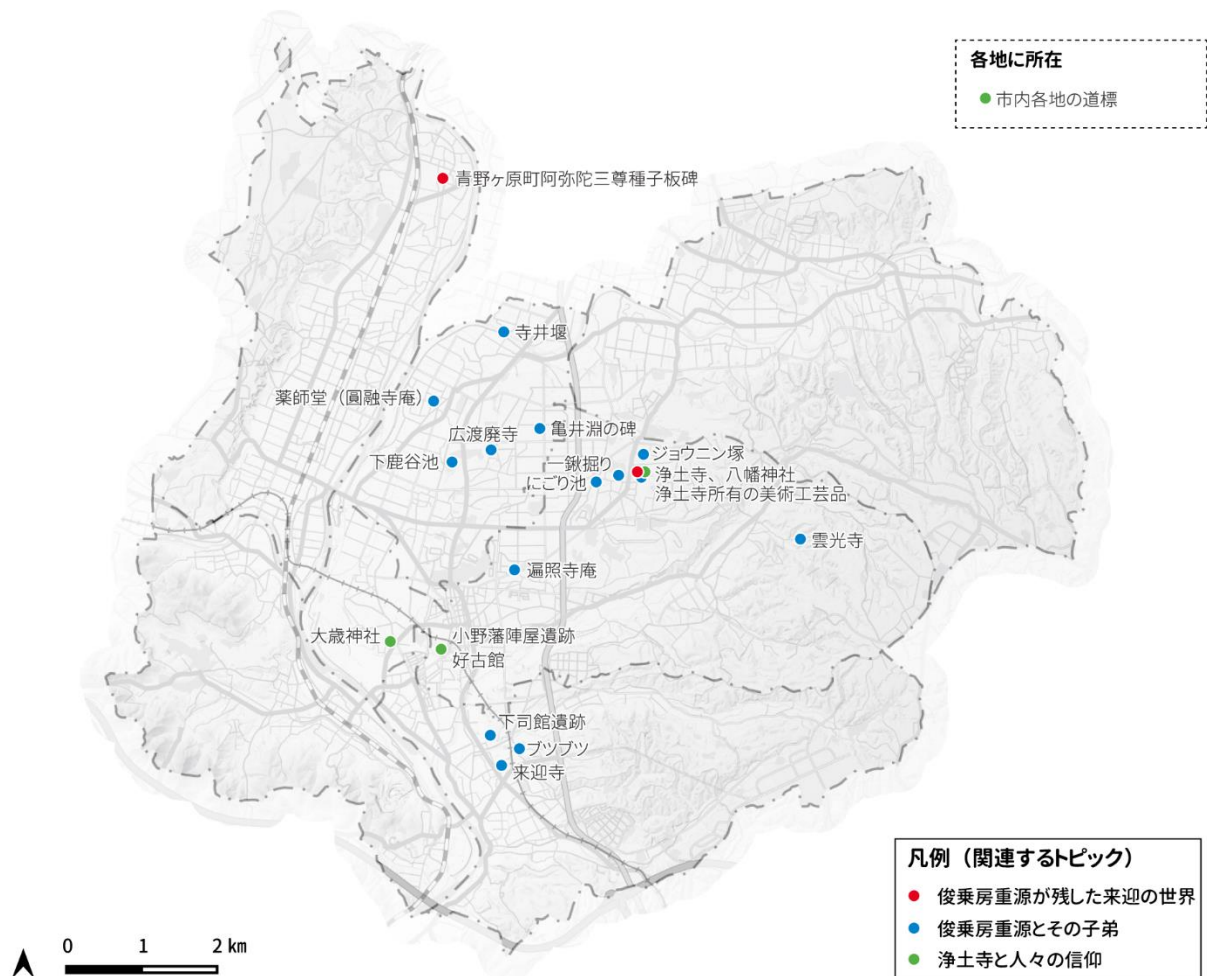


図 36 「大部荘開発と浄土寺」に関連する主な文化財

4 今に残る戦いの記憶と遺産

加古川という水上交通と、大小さまざまな街道の陸上交通が交差する要衝にあり、原始時代から近代戦争に至るまでの様々な戦いにまつわる文化財が今も残されています。特に中世には、源平合戦や三木合戦の舞台に近く、赤松氏の本拠地と京都を結ぶ街道には、多くの中世城館が築かれています。

●義経伝説

寿永3年（1184）2月の三草山での戦いに勝利した源義経は、小野を通過して一の谷へ向かったと伝えられています。樫山町では、源義経が空腹のため付近の民家で老婆からハッタイ粉をごちそうになり、そのお礼に「国井（粉喰）」の姓と田の年貢を免除してもらったという民間説話が伝えられ、粉喰坂や弁慶の重ね石（力石）、義経の腰掛石等の伝承地があります。



弁慶の重ね石

●嘉吉の乱から三木合戦まで

室町時代に入ると、赤松円心が播磨国守護となり、市域もその支配下になりました。この時代には数々の山城、平城が築造されます。赤松氏ゆかりの城として、河合城・堀井城・小堀城・河合館・金鐘城等があります。嘉吉元年（1441）に起こった嘉吉の乱の際、赤松満祐は將軍足利義教の首を持って河合城を訪れ、安国寺（加東市）での葬儀に備えました。

赤松氏没落後は、別所氏が東播八郡を領有し、市域もその支配下に入りますが、別所氏方についていた小堀城の三枝氏、阿形城の油井氏、来住城の来住氏、葉多城の櫛橋氏等は「三木の干殺し」とも呼ばれた羽柴秀吉との三木合戦終了後、帰農したと伝えられます。新部町には、船頭山田新介が羽柴秀吉の加古川渡河を助けた際に永久渡船権を得た「太閤渡し（新部渡し）」があり、その際の書状や代々この渡しを運航していた舟「太閤丸」が伝えられています。

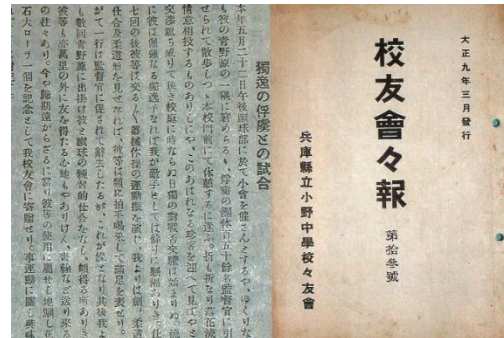
河合地区には、慶徳寺、明善寺、金剛院、成国寺をはじめとする曹洞宗系寺院が多くありますが、これは室町期に赤松氏や上月氏等により開基されたと伝えられています。また、戦国期に当地の豪族によって勧請された神社も多くみられます。

●青野軍馬育成場から自衛隊青野原駐屯地まで

青野ヶ原台地には、明治時代以降、軍事目的の施設が断続的に設けられました。

明治22年(1889)には青野軍馬育成所が開設され、閉鎖後は青野ヶ原陸軍演習場として転用されました。第一次世界大戦時には、青野ヶ原俘虜収容所が設置され、500名弱のドイツ・オーストリア兵が収容され、併せて播州鉄道大門口駅(現 JR 青野ヶ原駅)が設置されました。その後、太平洋戦争の際には、陸軍戦車第19連隊が駐屯し、^{しょういぐんじん}傷 痍 軍 人 収 容 施設が設置されました。

終戦後は、自衛隊により青野原駐屯地が整備され、現在に至ります。また、国立病院が設置され、平成に入り国立病院機構兵庫あおの病院として市場町に新築移転しました。



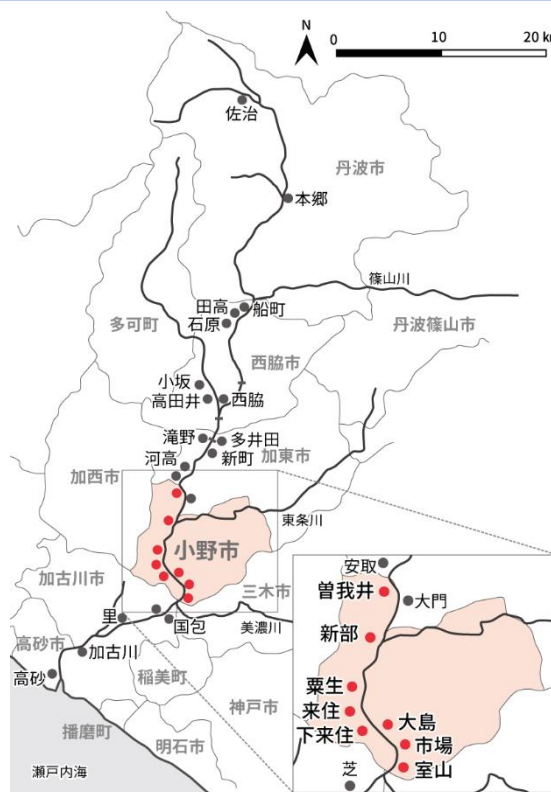
旧制県立小野中学校校友会会報 13号



図 37 「今に残る戦いの記憶と遺産」に関連する主な文化財等

●加古川舟運と近藤家

また、市場の舟着場を拠点に廻船業を営み活躍した近藤家は日本有数の豪商となり、新田開発、ため池や道路の整備を行い、人々の生活を支えるとともに、地域文化の担い手としても活躍しました。近藤亀蔵は自宅近くに定期市を開き、多くの人で賑わいました。「市場」の地名はこのことからきています。



加古川舟運関係図

●播州そろばん・播州刃物の二大産業

本市の代表的な伝統産業として、播州そろばんと播州刃物があります。

播州そろばんは、江戸時代末期に黒川屋井上太兵衛によって本格的に始められたと伝えられ、長年本市の主要産業となっていました。播州刃物の起源は江戸後期に遡り、現在も播州鎌、にぎり鋏、剃刀、ラシャ切り鋏等の製作技術が伝えられています。これらの伝統産業により培われた技術は、家具や木工品の製作や優れたデザインに活かされ、現在も革新を続けています。

●産業の近代化

播州鉄道の開通や橋の開通により、交通の便が良くなると、工場の誘致が盛んにおこなわれる

ようになりました。織物業は、かつて農家で副業的に取り組まれて来たものですが、大正年間に日本綿布株式会社（のちの日本綿業株式会社）が設立され、工業化が進められました。また、大正8年（1919）に設立された山陽利器株式会社により、鎌生産の量産化・品質の均質性が実現し、金物産業のさらなる隆盛をもたらしました。

●先端技術のまち

平成に入ると、新たな産業拠点として、小野工業団地・小野流通等業務団地（約130ha）、ひょうご小野産業団地（約41ha）という巨大な工業団地が造成されました。山陽自動車道と中国縦貫自動車道が近接する恵まれた立地環境のもと、企業立地が進み、化学製品を始め、食品、医薬品、印刷業等の多岐にわたる先端技術企業34社が操業しています。これら企業の出荷額は、市内全出荷額の約5割を占めるまでに発展し、市の財政及び安定した雇用の創出にも大きく貢献しています。

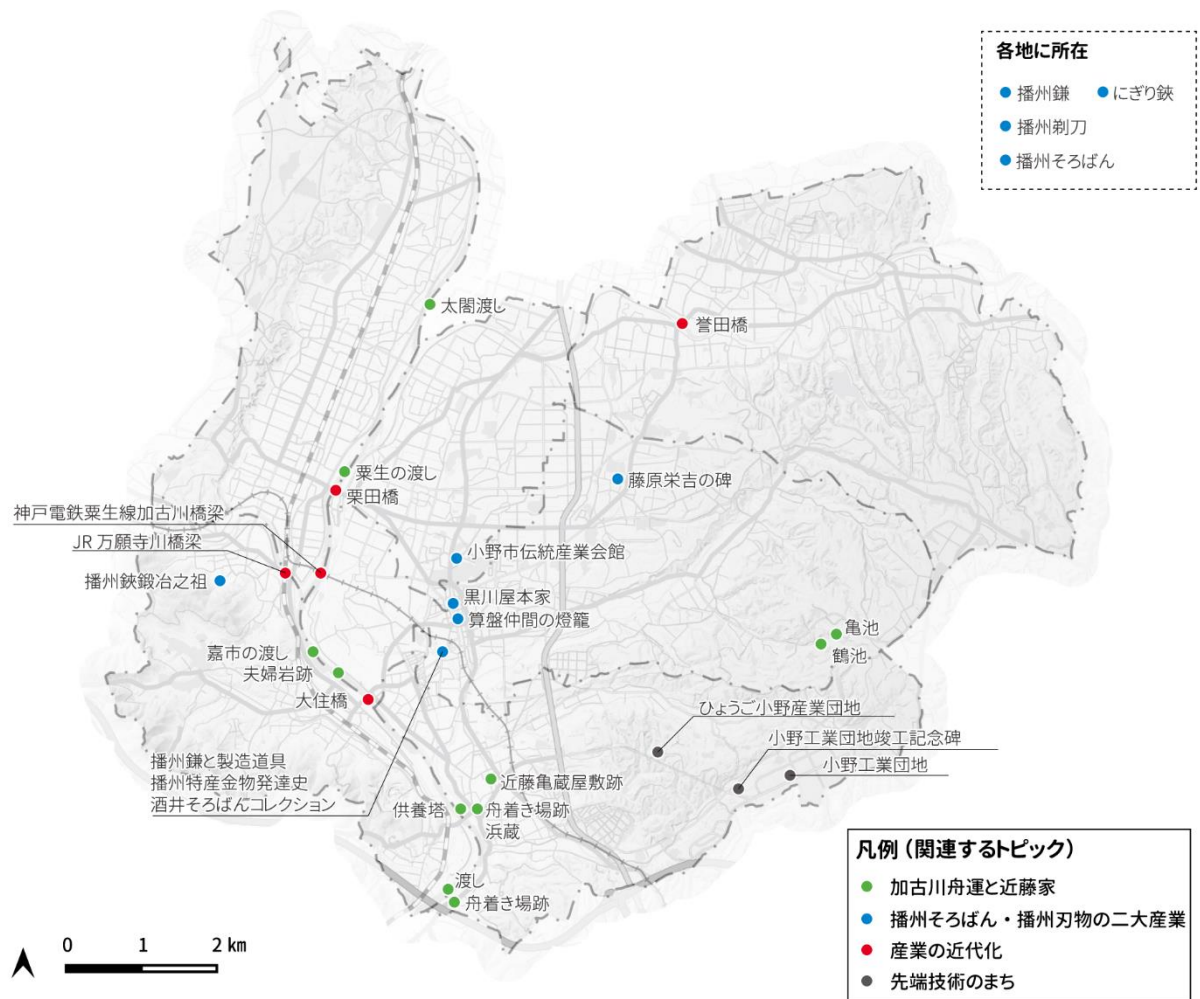


図 38 「交流がもたらすものづくりと技術」に関連する主な文化財等

6 学びのまち——柳氏の築いた近代社会の基礎——

江戸時代、市域には一柳氏を藩主とする小野藩が設けられました。一万石の小藩でしたが、安定した政治で明治維新まで存続します。小野藩では、藩校を設け庶民や武士の教育に熱心に取り組んできました。明治維新後は、小学校が開かれ、子ども達は勉学に励みました。現在では、脳科学に基づく「16 か年教育」、「おの検定」、地域や好古館と連携した郷土教育等、時代に即した特色ある教育に取り組んでいます。

●小野藩藩校「帰正館」

小野藩初代藩主一柳直次は、承応2年（1653）に小野藩陣屋を建設し、今につながる町割りを整備しました。小野藩に最初に設けられた藩校では、儒学者の藤森弘庵が教授として活躍したといわれます。その後、藩校「帰正館」として新たに新築され、国学者の大国隆正らにより、算術・筆道・習礼・兵学・詩文・武術等が教授されました。小野藩の金主でもあった近藤亀蔵は、藩校建設の費用調達にも奔走し、『六諭衍義大意』を印施本として藩に献呈する等、教育の面でも大きな役割を果たしました。



藩校「帰正館」



大国隆正の書（神明神社）

●近世の庶民の教育・文化

江戸時代の中期頃になると、農村部でも商業化の波が押し寄せました。庶民でも文字の使用や計算能力が求められるようになり、寺子屋や私塾では、武家や僧侶、神官、医師等の知識者が「読み・書き・そろばん」を教えました。寺子屋は40ヶ所以上、私塾は5ヶ所程度あったと言われています。市内の神社やお堂には、学術や武術や歌道等の上達を願って様々な武芸額が奉納されました。



寺子屋で使用された教科書

●近代以降の教育の発展と多様な人材の活躍

明治5年（1872）の学制公布に伴い、小学校が開かれました。明治35年（1902）には北播磨最初の県立小野中学校が、明治42年（1909）には北播磨最初の女学校「小野家政女学校（のちの小野高等女学校）」が開校しました。昭和に入ると技術教育への要望が高まり、県下唯一の町立の工業学校「兵庫県小野工業学校」が開校しました。

学びの精神的風土をもつ本市からは、画家や歌人、スポーツ選手等多様な人材が輩出されています。近年は、おの検定等の「脳科学理論」に基づいた本市独自の教育施策を展開しています。

また、小野藩陣屋跡に建てられた小野小学校講堂を利用した好古館は、歴史文化の拠点として市民に広く愛されています。

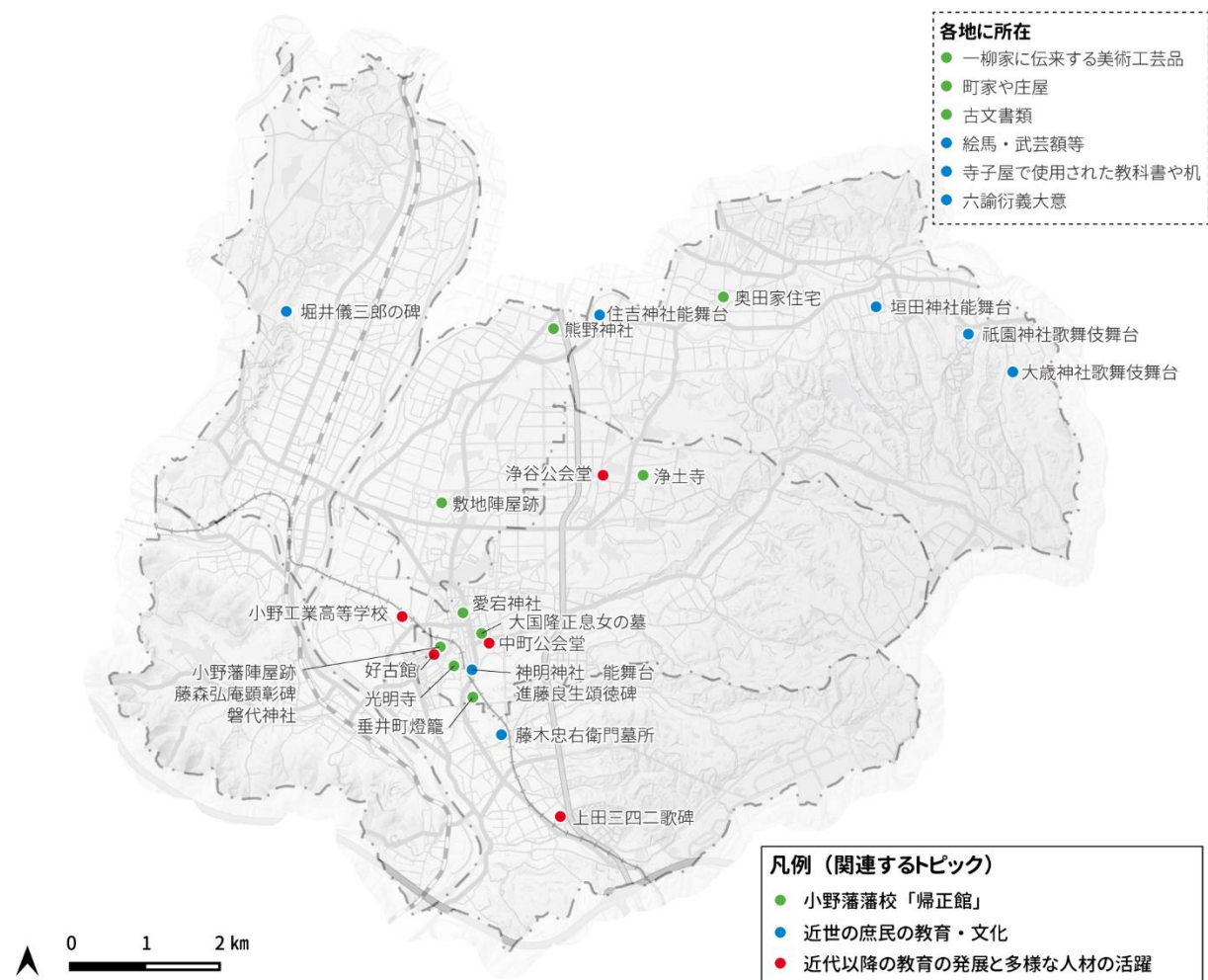


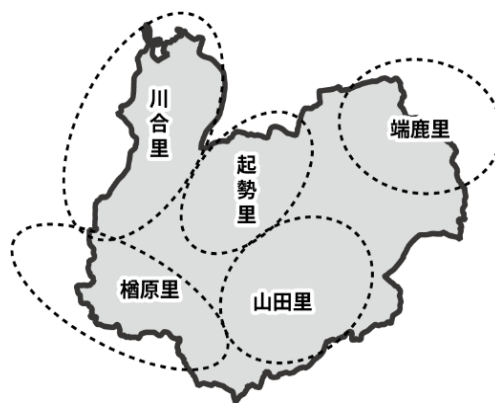
図 39 「学びのまち——柳氏の築いた近代社会の基礎——」に関連する主な文化財等

7 暮らしを守るコミュニティ

時代によって統治や支配の在り方が変わるなか、人々は自治の組織を作り上げてきました。本市域では伝統的に自治意識が強く、村を越えた郷内の相互扶助、共同事業が円滑に進む精神的風土を強く有していました。また、小野藩政時代にも小野藩自体が小藩であるがゆえに、村方統治については大庄屋と庄屋にゆだねられました。その結果、村方の自治能力は発達し現在のまちづくりにも引き継がれています。

●「播磨国風土記」や「延喜式」にみる古代の小野の姿

「播磨国風土記」は、地名の由来・産物等を記すよう和銅6年(713)に編さんが命じられた地誌です。この時代、市域は「賀茂郡」の一部を占め、「伎須美野」や「山田里」、「川合里」等、現代に繋がる地名をみることができます。「延喜式」には、式内社として住吉神社(垂井町)、垣田神社(小田町)、菅田神社(菅田町)が挙げられています。これらに加え、熊野神社(王子町)や八幡神社(浄谷町)等は複数の村々にわたる大規模な氏子圏を形成し、共同意識を育んできました。



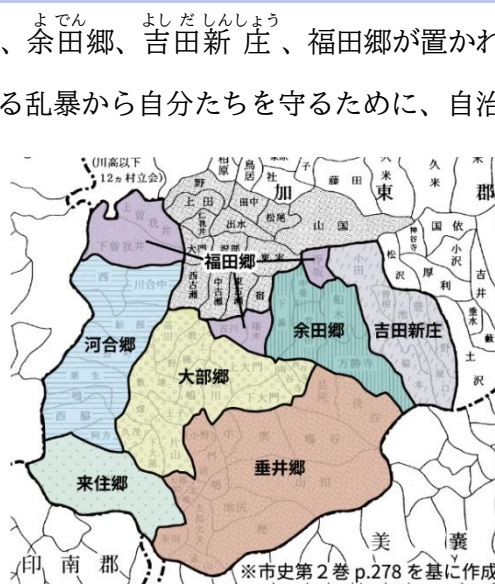
古代の里の配置

●自治組織の移り変わり

中世、市域には大部郷(荘)、垂井郷、来住郷、河合郷、余田郷、吉田新庄、福田郷が置かれていました。人々は、領主による過酷な収奪や悪党による乱暴から自分たちを守るために、自治組織である惣を組織しました。享徳3年(1454)をはじめ、土一揆も頻発していました。

江戸時代になると、荘園制は解体され、検地により、現在に続く村の単位がつけられました。小野藩、幕府領、姫路藩等様々な領地が入り混じる非領国型の支配体制となり、幕藩領主の支配下で庄屋を中心に自治が展開されてきました。

また、市域では、中央に後れを取らない享保3年



近世前期の荘郷の範囲

(1718) という早い段階で火消組織が誕生していたことも特徴です。これは、小野藩は中世以来の大部郷と垂井郷からなり伝統的に自治意識が高く、村を超えた郷内の相互扶助・協調共同事業が円滑に進む精神的風土を強く有していたことも影響していたと考えられています。火消組織は、形を変えながら現在の小野市消防団となり、人々の暮らしの安全を守っています。

●村のつながりを育む祭礼・行事

五穀豊穡・村内安全等を祈願する多様な祭礼・行事が、市内各地で継承されています。祭礼・行事は、日々の生活に彩りを与え、地域の絆を育む重要なコミュニケーションの場として機能してきました。代表的なものには、疾病退散を祈願することから始まったと伝承する西脇獅子舞、盆踊りの際に唄われる播州音頭等があります。また、各町には薬師堂や大師堂、地蔵堂等の仏堂があり、行事や日々の管理を通じて地域の絆を育んでいます。宗派に関わらず、大半の仏堂に弘法大師像が安置され、大師講の流行等を示唆しています。

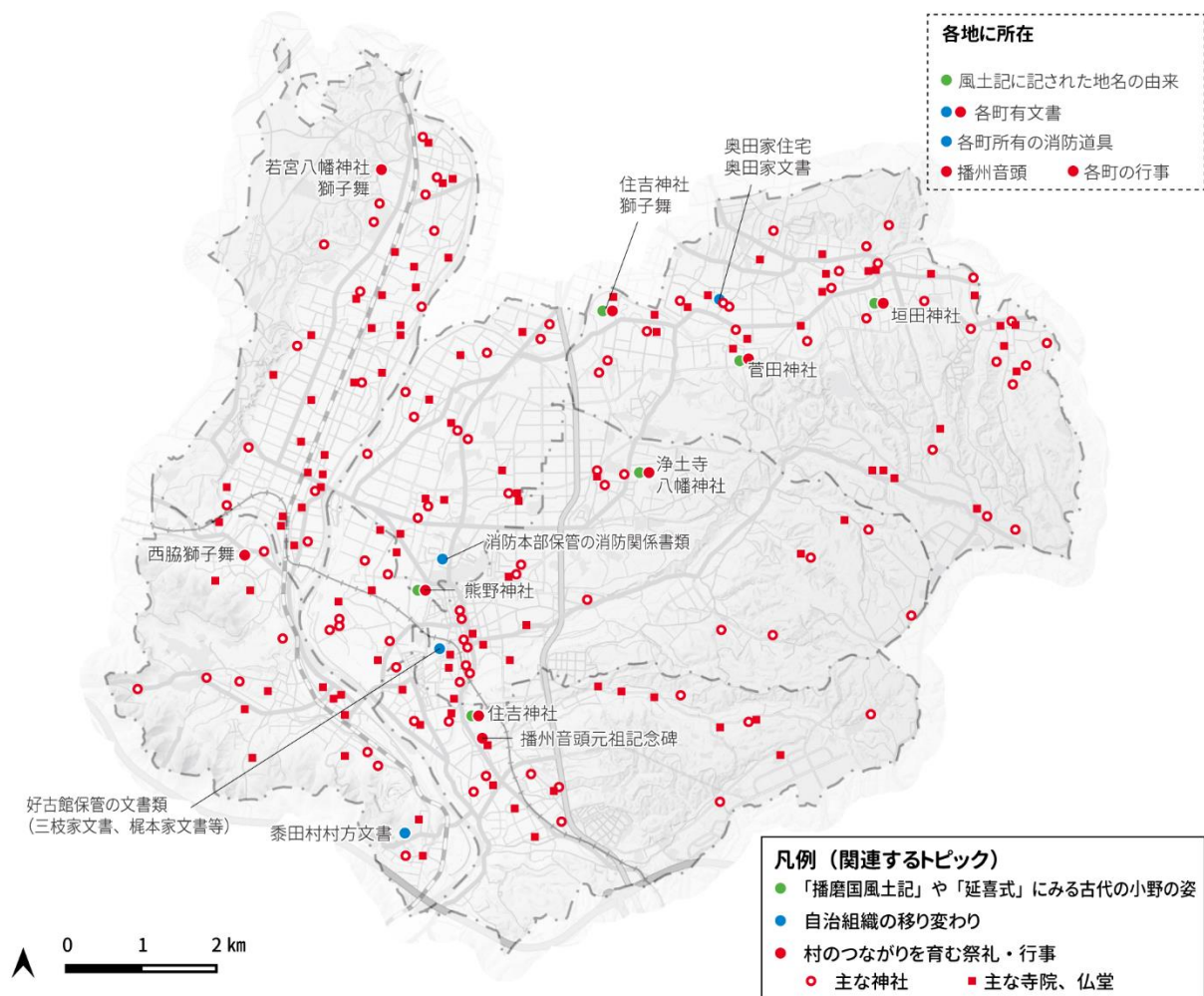


図40 「暮らしを守るコミュニティ」に関連する主な文化財等

8 自然を活かした人々の楽しみ

本市には、人々の活動と自然が一体となった豊かな風景が広がっています。古来引き継がれた豊かで美しい景観は、多くの人の心を癒^{いや}しています。また、本市の持つ自然的ポテンシャルを活かし、ゴルフ場、公園・温泉施設等、観光や商業へ展開がみられ、新たな価値を生み出し続けています。

●古くから人々を癒した湯治場

鍬溪温泉は、鉄分を多く含む冷鉱泉で、枯れることなく湧き出すことから「塩の井」と呼ばれています。天正 10 年（1582）、鍬溪神社の神託により神社をうつすと、冷泉が湧き出し、疫病に苦しむ人々を癒したという言い伝えが残っています。この時再興されたマト神事は現在も継承されています。また、平成 16 年（2004）には、黍田町に白雲谷温泉ゆぴかが開設しました。

●多くのゴルファーに愛される地

市域には多くのゴルフ場が立地しています。なかでも、小野ゴルフ倶楽部や小野東洋ゴルフ倶楽部は、「東の井上、西の上田」と並び称されるゴルフコース設計の巨匠上田 治^{うえだ おさむ} が設計したもので、出来る限りブルドーザーを入れず、自然を生かしたコースとなっています。

本市は都心からのアクセスも良く、澄んだ空気と雄大な自然を楽しめるゴルフ場には、市内外から多くの人々が訪れています。

●食卓を彩る酪農業

本市では、1950 年代頃から酪農業が展開しました。これは、戦後、用水に恵まれない開拓地に入植した人々が、畑作の傍らで農耕用と兼用で乳牛を導入したのが始まりといわれています。

神戸電鉄の開通により、牛乳を神戸方面に出荷するようになり、酪農業はさらに発展しました。

昭和 22 年（1957）には神戸の共進舎牧農園が市内で乳牛用飼料作物の栽培を開始し、その後、浄谷町に牧場や牛乳処理工場を建てました。昭和 60 年（1985）には観光牧場事業としてレストラン・ミルクーズが開設されています。



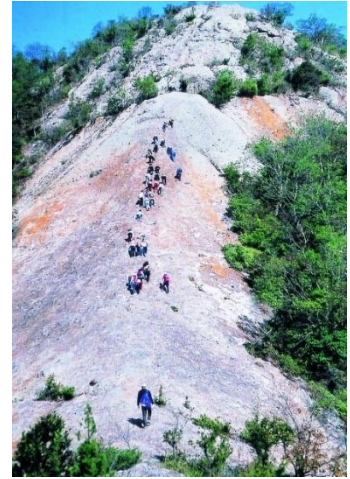
共進牧場

●身近な景勝地

本市は、大阪・京都・神戸・姫路等の大都市からのアクセスも良く、身近な景勝地として多くの人々を魅了しています。鴨池（男池）には、シベリア方面からカモやコハクチョウが飛来し、ハイキングやキャンプ、釣り、貸しポート、バードウォッチング等を楽しむ行楽客で賑わいます。

来住町付近には、硬い岩石（^{りゅうもんがん}流紋岩）が分布し、山頂部には岩壁がそそり立つ山地地形が広がっています。この地形は、トア地形といい「小野富士」や「小野アルプス」とも呼ばれ、「日本一低いアルプス」として親しまれています。

さらに、近年は、加古川の堤防を利用した小野桜づつみ回廊やおおべ逆さ桜、ひまわりやコスモスが咲き乱れるひまわりの丘公園等が整備され、人気観光スポットとなっています。



小野アルプス

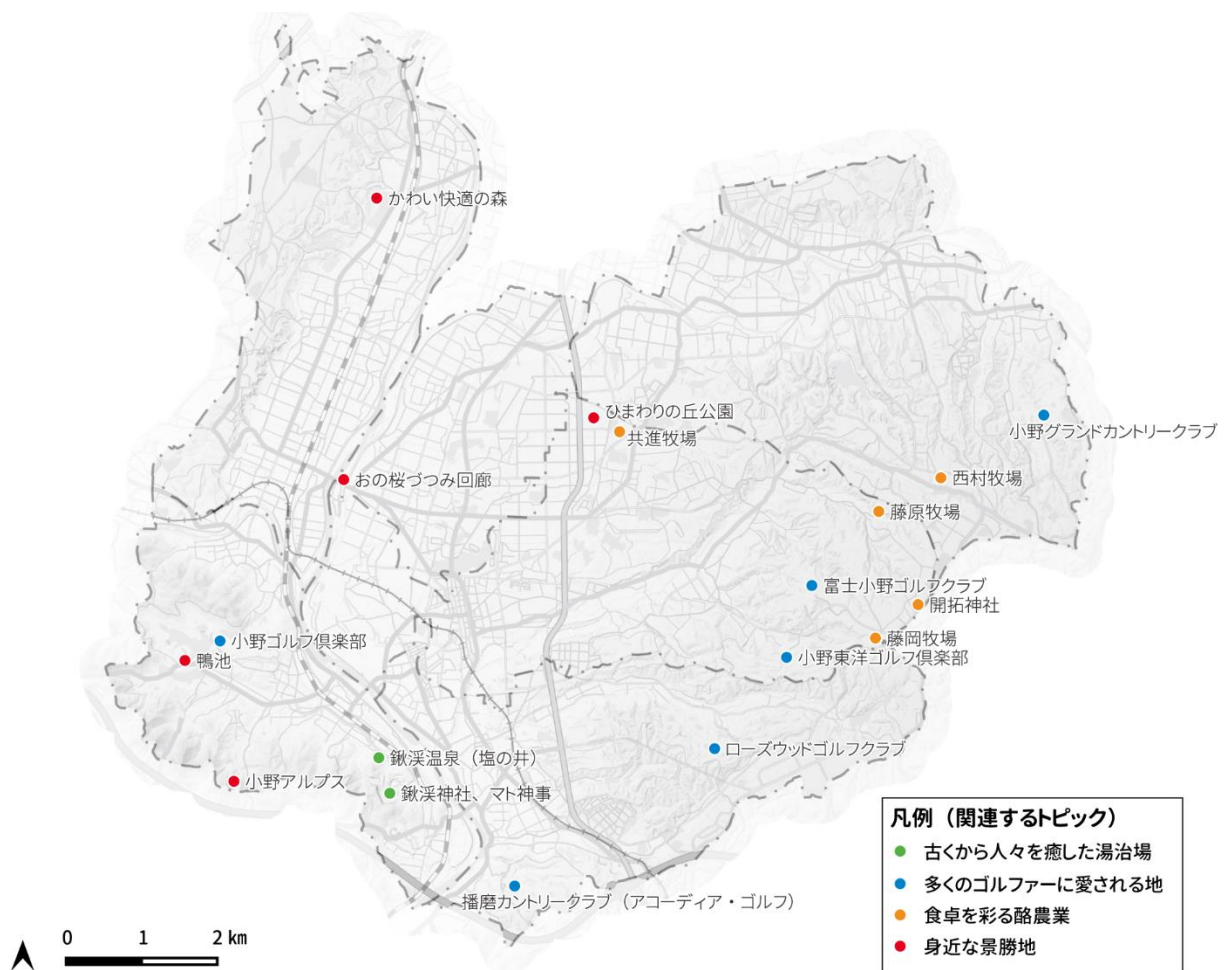


図 41 「自然を活かした人々の楽しみ」に関連する主な文化財等

第5章 文化財の保存・活用の 基本理念と取組みの方向性

この章では、総合ビジョンに掲げられた将来像を達成するために、第4章までに見てきた文化財や歴史文化をどのように将来に伝え、活用を図っていくのかという基本理念と取組みの方向性を定めます。

1 基本理念	98
2 取組みの方向性	98

1 基本理念

序章で整理した総合ビジョンや総合戦略の内容を踏まえ、本計画の基本理念を「文化財の保存と活用を通じて人々の幸福を追求する」とします(図 42)。この理念における「人々」というのは、現在、文化財に関わる私たちの世代だけではなく、過去に文化財を生み出した人、それを現在にまで守り伝えてくれた人、そして将来文化財を受け継ぐ未来の人、その全てです。

今現在、私たちが「文化財」として認識しているモノやコトは、過去の人々が自然災害や戦禍等の破壊・焼失・滅失・盗難から守り、不断の努力によって維持してきた結果にほかなりません。文化財は紛うことなく有限財産であり、一度でも失われると再現することは困難となります。文化財を磨き上げ、未来に橋渡ししていくことが今の私たちに求められていることであり、本計画が目指すべきところです。

先人たちの想いが息づき、地域への愛着や誇りが醸成され、将来にわたって必要とされることによって、成長性をもった積極的な文化行政への転換を図り、総合ビジョンに掲げる将来像「愛着と誇りを育み 未来に雄飛するまち 小野 ―エクセレントシティ―」と総合戦略における基本目標Ⅲ「“選ばれるまち”へ 愛着と魅力の創造によるひとの流れの創出」の実現を目指します。

2 取組みの方向性

具体的な文化財の保存・活用に関する取組みの方向性を、「方向性 1：市全域を対象とした文化財の保存・活用のための基盤強化」と「方向性 2：歴史文化の強みを活かした戦略的・重点的な取組みによる市の魅力の向上」の 2 つに定め、両輪で進めます。

方向性 1 では、①学ぶ（調査・研究）、②守る（保存・管理）、③活かす（活用）、④伝える（情報発信）、⑤整える（体制強化）、の 5 つの取組み分野を設定します。

①学ぶ（調査・研究）ことで文化財の価値や小野市の歴史文化への理解を進め、それらを適切に②守る（保存・管理）ことにより個性あふれる小野市の姿を後世へ引き継ぎます。さらに、文化財を③活かす（活用）・④伝える（情報発信）ことによって新たな価値を生み出しながら人と人との交流を創出し、文化財の保存や文化財を活かしたまちづくりの担い手を育成することにつなげます。こうしたことにより、文化財を継承する持続可能な体制を⑤整える（体制整備）ことを目指します。このように、5 つの分野の取組みを循環させながら推進することで、総合ビジョンにおける文化財の保護・活用のあるべき姿「文化財を通じた交流」や「持続可能な保存体制の構築」、「個性的なまちづくりの展開」等の実現につなげていきます。各分野の内容を、100 ページに示します。

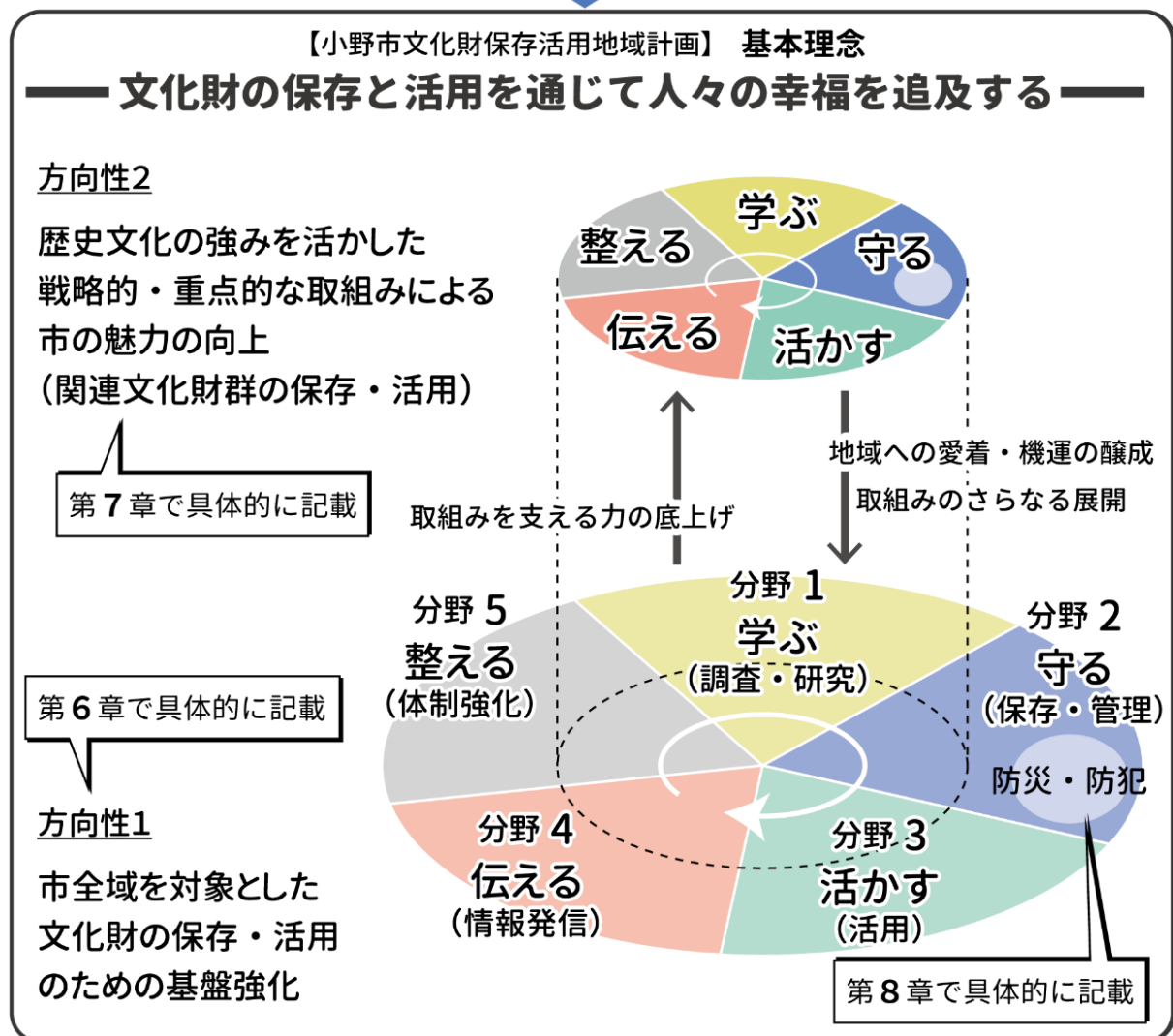
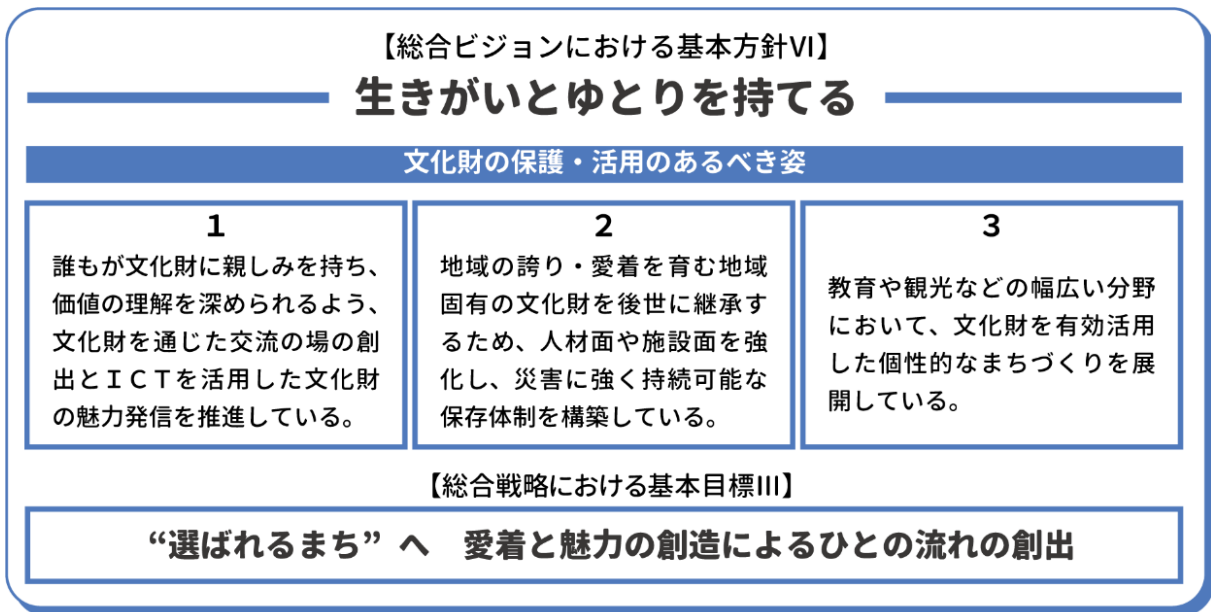


図42 小野市文化財保存活用地域計画の基本理念と取組みの方向性

- ①**学ぶ（調査・研究）** 本市の過去から現在に至る歴史を知るため、行政だけでなく市民や大学等多様な主体が参画して調査や研究を進めることで、守るべき文化財や歴史文化の新たな価値や評価を明らかにします。
- ②**守る（保存・管理）** 文化財・歴史文化を確実に保存することにより、その価値を損なうことなく小野市に生きる人々の誇りとして後世に伝えます。そのためにも、法令や条例、新たな保護制度の創設等により多様な文化財を守る仕組みを整え、適正な周期で行う修理や周辺環境の整備といったソフト・ハードの両輪に取り組みます。併せて、様々な脅威から着実に文化財を守るため、文化財の防災・防犯の取組みを推進します。
- ③**活かす（活用）** 文化財・歴史文化を教育や観光、産業等の様々な小野市の個性あるまちづくりへと活用し、時代背景や社会的要請に応じて柔軟に対応していきます。
- ④**伝える（情報発信）** 本市の文化財・歴史文化に関する情報を積極的に発信していくことにより、親しみや興味関心を持ち、担い手となり、文化財や歴史文化に関わる人を増やしていきます。
- ⑤**整える（体制強化）** 文化財・歴史文化に関わる専門的な人材を確保し、教育的配慮のもとに研修や連携を通じて人材を育てる枠組みを構築します。併せて、市民・行政・団体・大学等の主体間の連携や庁内各課の連携関係を強化することにより、文化財の保存・活用における持続可能な体制の構築を目指します。

これらの5つの分野の取組みは、これまでも本市を中心として取り組んできたことを再整理したのですが、改めて成文化することにより、今後、新規に取り組むべき措置等を明確に位置付けることが可能となります。また、5つの取組み分野はどれか一つが突出・欠如することなく、総合力としてバランスよく展開していくことで、相乗効果を発揮できるものと考えています。

方向性2では、本市の代表的な文化財である浄土寺を中心とした関連文化財群「大部荘開発と浄土寺」を設定し、文化財の一体的・総合的な保存・活用を通じて本市の歴史文化の強みを伸ばしながら、全国・世界へ向けて小野市をアピールします。

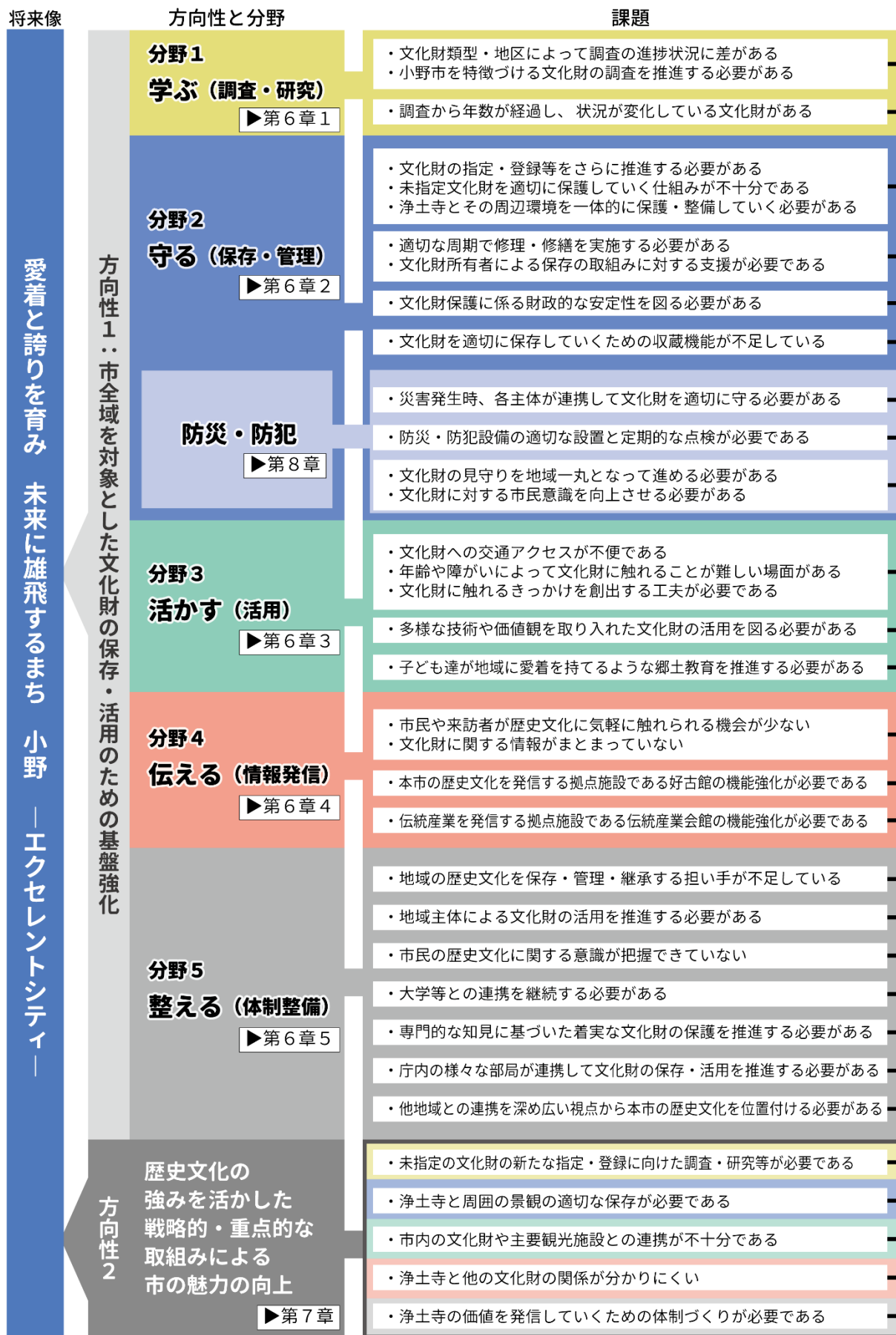
方向性1に基づく取組みにより強化した保存・活用の基盤を方向性2に基づく取組みに活かすとともに、方向性2に基づく戦略的な取組みを通じて市の魅力を高め、市民の地域への愛着と機運を醸成することで、方向性1に基づく取組みをさらに展開していきます。

このように方向性1と方向性2に基づく取組みを両輪で進め、文化財の保存・活用を総合的に推進していくことによって、北播磨地域の文化的な拠点としてのリーディングシティとなることを目指します。

第6章 文化財の保存・活用の 基盤強化に向けた措置

この章では、「方向性1 市全域を対象とした文化財の保存・活用のための基盤強化」に基づいて、文化財の保存・活用を行ううえでの現状の課題と、課題解決のために必要とされる方針と措置を整理しました。

1 分野1「学ぶ（調査・研究）」に基づく措置	104
2 分野2「守る（保存・管理）」に基づく措置	106
3 分野3「活かす（活用）」に基づく措置	110
4 分野4「伝える（情報発信）」に基づく措置	113
5 分野5「整える（体制整備）」に基づく措置	115



方針	措置
i 計画的・重点的な調査・研究の推進	措置 1～6
ii 定期的な現状調査の実施	措置 7
i 法・条例・計画に基づく確実な文化財の保護	措置 8～10
ii 適切な周期での文化財の修理・修繕	措置 11～15
iii 保存のための財源確保	措置 16
iv 文化財収蔵庫の収蔵機能の強化	措置 17～18
i 災害発生時の適切な文化財の保護	措置防 -1～防 -3
ii 予防措置の実施	措置防 -4～防 -6
iii 地域一体となって文化財を守る体制の整備	措置防 -7～防 -9
i 文化財にアクセスしやすい環境づくり	措置 19～25
ii ポテンシャルを活かした新しい価値の創出	措置 26～30
iii 学校教育との連携	措置 31～35
i 情報発信の強化	措置 36～42
ii 好古館における拠点機能の充実	措置 43～46
iii 伝統産業会館の機能充実	措置 47
i 歴史文化を担う人材の育成	措置 48～50
ii 地域づくり協議会や NPO 団体等による取組みへの支援	措置 51～53
iii 多様な属性を持つ市民の歴史文化に関する意識の把握	措置 54
iv 大学等との連携の継続	措置 55
v 文化財保護委員会への学識経験者の配置	措置 56
vi 好古館を中心とした庁内連携の推進による保存・活用の拡充	措置 57
vii 広域連携の推進	措置 59～60
新たな文化財指定・登録に向けた調査・研究の推進	措置 3（再掲）、措置 K-1
浄土寺と周囲の文化財の一体的・計画的な保存の推進	措置 10（再掲）、措置防 -5（再掲）
一体的・計画的活用による周遊型の特色ある観光や教育への展開	措置 20（再掲）、措置 K-2～K-7
関連文化財群の一体的な発信	措置 K-8～K-11
主体間連携及び広域連携の推進	措置 48、措置 58、措置 60（いずれも再掲）

図 43 文化財の保存・活用に関する課題・方針・措置の整理

本章では、第5章で整理した基本理念、取組みの方向性と5つの分野を踏まえて、課題と方針を整理したうえで計画期間内に取り組む措置を整理しました。なお、各措置は市費・県補助金・国庫補助金（文化庁補助金・国交省補助金・デジタル田園都市国家構想交付金等）、外部資金等を活用しながら進めます。

また、主体の「団体」は観光協会や商工会議所、企業等、NPO法人、任意活動団体、ボランティア（小野ガイドひまわり等）等を指し、「市民」は市民個人、各自治会、各地域づくり協議会、出身者等を指します。

1 分野1「学ぶ（調査・研究）」に基づく措置

①課題

表10のとおり、建造物等の一部のみの把握に留まっている類型や、伝統的建造物群や文化的景観等のようにほとんど把握できていない文化財の類型があります。

また、好古館では平成22年（2010）度以降実施している「地域調べ」により、下東条・小野地区等においては文化財の悉皆調査が行われていますが、大部地区では未実施です。指定等の有無に関わらず、幅広い文化財を対象として新たな知見を取り入れながら学術的な調査・研究を行い、現況を把握する必要があります。

表11・12のとおり、これまでの調査によって3,404件（令和5年（2023）4月現在）の文化財が把握できていますが、すでに現存していないものもあり、現況把握が必要です。

②方針

i 計画的・重点的な調査・研究の推進 既往の調査や本市の施策等を勘案し、本計画の計画期間においては、次の類型をはじめとした調査を優先的に実施するとともに、各地区の悉皆的な文化財調査を実施します。

建造物・伝統的建造物群では、寺社建築・民家建築の分布調査（一次調査）を実施し、その中から重要な物件については専門家やヘリテージマネージャーの協力を経て、詳細調査（二次調査）を実施します。

美術工芸品では、特に小野藩家老家に伝わった伊藤家文書の目録作成、浄土寺に伝わる来迎会衣装、寺院所蔵の美術工芸品を対象とします。

民俗文化財では、衰亡のおそれのある無形の民俗文化財について、現地での聞き取り調査を行

い、映像や写真等による記録を残すことと併せて、新型コロナウイルス流行以降の行事の在り方の変化についても記録を行います。

また、伝統産業会館に保管されるそろばん製作用具についての調査を行い、そろばん製作の歴史について体系的に調査を行います。

埋蔵文化財では、開発に伴う発掘調査のほか、敷地大塚古墳、河合廃寺跡、小堀城跡、豊地城跡等の重要遺跡について優先的に範囲確認調査を実施します。

ii 定期的な現状調査の実施 文化財データベースを基に、定期的な追跡調査（モニタリング）を実施します。

表 21 学ぶ（調査・研究）の措置

方針	番号	事業名・事業内容	主体				実施期間			財源
			行政	大学等	団体	市民	前期	中期	後期	
							R6-8	R9-11	R12-15	
一	1	古文書の目録作成 本市所在の古文書の目録作成を行う。特に、小野藩関係の伊藤家文書について優先的に取り掛かる。	好古館	●						市単費
	2	寺社・民家建築の調査 市内の寺社建築・民家建築について悉皆的な調査を実施する。前期・中期では、分布把握のための一次調査を実施し、後期に詳細調査を実施する。	好古館	●	●	●				市単費
	3	寺院所蔵の美術工芸品の調査 寺院所蔵の仏像や仏具等の所在調査や詳細調査を実施する。	好古館	●	●	●	■	■	■	市単費
	4	無形の民俗文化財の記録作成 衰退のおそれのある無形の民俗文化財について、映像や写真等による記録保存を推進する。	好古館	●	●	●				市単費 県補助 国補助
	5	埋蔵文化財発掘調査及び報告書の刊行 小堀城・豊地城・敷地大塚古墳等の重要遺跡について優先的に範囲確認調査を行う。未刊のものを含む報告書を作成し刊行する。	好古館	●						市単費 県補助 国補助
	6	「東条川疏水ネットワーク博物館」事業 兵庫県が地域の手で東条川疏水を次世代に引き継ぐことを目的に取り組んできた「疏水学習」や「聞き書き」等に継続して協力する。	産業創造課	●	●	●				県補助
二	7	文化財データベースを活用した文化財の追跡調査 文化財データベースを活用し、地域計画作成時に把握した文化財の残存状況等に関する追跡調査を実施する。	好古館	●	●	●				市単費

※実施期間のうち、実線は継続して取り組むもの、破線は期間内のいずれかの時点で取り組むもの。（以下同じ）

2 分野2「守る（保存・管理）」に基づく措置

①課題

表12のとおり、本市には50件の指定等文化財がありますが、文化財総数に対する割合は約1.2%にすぎません。指定等文化財のうち、約半数が浄土寺（浄谷町）関連であり、地域的・年代的にも偏重しています。調査・研究の偏りがみられることに加え、学術的な調査・研究が行われず、価値が十分に明らかとなっていないものもあります。

一方、指定等を受けていない文化財は、指定等文化財に比べ保護の仕組みが不十分であり、新たな制度構築が求められます。

また、浄土寺においては、国宝2件をはじめとする文化財が集積しており、開発行為を規制する等により周辺環境も含めた一体的かつ計画的な保護、景観や環境の整備を検討する必要があります。

さらに、指定等文化財を中心として、問題が起こってから対処するのではなく、適切な周期で修理・修繕を実施していく必要があります。文化財の所有者や管理者（自治会を含む）は年々高齢化・減少しており、文化財の保存・管理に不安や悩みを抱えている状況も多くみられることから、管理方法等について定期的な指導・助言を行うことで、本市の文化財全体を適切に継承していくことが求められます。

文化財保護における一番の課題は、財源の確保です。長期的な視点に立って財政的な安定性を図るため、様々な財源確保の手法を検討する必要があります。

加えて、文化財を適切に保存していくための収蔵機能が不足しています。好古館は、地域に根差した博物館として30年以上にわたり文化財を収集・保存してきました。令和5年（2023）4月現在、その数は約3万7千点以上となっています。なかには、黄地牡丹蓮唐草文緞子胴服（国指定）等の指定文化財も含まれており、その責任は重大です。

しかしながら、収蔵庫の収蔵能力に限界が近づいていることに加え、一部の資料はプレハブ倉庫で保管せざるをえない状況であり、将来にわたって資料を適切に保存していくためには不十分な環境といえます。また、行政文書の保存といった新たな課題や、今後の人口減少により地域や個人所有の文化財の保存・管理が難しくなることが予想されています。加えて、今後増加することが見込まれる戦後の資料についても適切に収集・保存し、将来の調査・研究に役立てていくことが求められます。

②方針

i 法・条令・計画に基づく確実な文化財の保護 調査・研究によって、本市にとって重要な価値を有すると判断されたものについては、指定・登録等の格上げや新規に指定・登録等を行い、法・条令に基づき確実な保護を推進します。

一方、文化財の大半を占める指定等を受けていない文化財についての保護については、より柔軟かつ、顕彰に繋がるような保護制度として、(仮称)小野市歴史遺産認定制度の創設を検討します。文化財の相続や寄贈等により所有者が変わった場合に届出を行う、歴史遺産を守り伝えようとする取組みと合わせて認定する等、その制度設計について研究を進めます。

さらに、浄土寺については、文化財とその周辺環境について、保存活用計画を定め、一体的な保存・活用を進めます。

ii 適切な周期での文化財の修理・修繕 文化財ごとの点検・修理・公開・移動等の履歴を残すための台帳を整えることで、長期的な視点で文化財を保存し、費用の削減を目指します。併せて、文化財の継承に不安を抱える文化財所有者に対して、補助金・助成金等の情報の提供ややむを得ず保存が困難になった文化財、またはその関連資料についても相談業務を強化します。

iii 保存のための財源確保 国・県による補助金(地方創生推進交付金等)の活用のほか、ふるさと納税等による民間資金の確保、文化財保護基金の創設等、様々な手法を検討します。さらに、指定等文化財に対する補助金の補助率の引き上げを検討します。

iv 文化財収蔵庫の収蔵機能の強化 今後の社会情勢を見据えながら、文化財のセーフティネットとして機能しうる収蔵機能の拡充を検討します。併せて、災害時の被災文化財の一時保管場所の確保も検討します。

表 22 守る（保存・管理）の措置

方針	番号	事業名・事業内容	主体				実施期間			財源
			行政	大学等	団体	市民	前期	中期	後期	
							R6-8	R9-11	R12-15	
一	8	文化財の指定・登録等推進 指定・登録等の格上げや、新規での指定・登録等を行う。	好古館	●						市単費
	9	「(仮称)小野市歴史遺産認定制度」の創設・運用 多様な文化財(歴史遺産)を認定することにより、新たな保護制度創設を検討する。	好古館		●	●				市単費
	10	浄土寺の保存活用計画の作成 昭和30年代の浄土堂解体修理からおおよそ半世紀以上が経過する浄土寺について、個別の保存活用計画を作成し、周辺環境・景観を含めた保存について検討する。	好古館	●						国補助
二	11	指定等文化財への補助 指定文化財等の修理・修繕に対して補助金を交付する。将来的には、補助率の引き上げを検討する。	好古館							市単費
	12	文化財修理台帳の整備 点検・修理・公開・移動等の履歴を残すため、主に指定等文化財について個別の修理台帳を作成する。	好古館							市単費
	13	修理材料の確保 文化財の修理に必要な材料を確保する。計画期間内では、茅葺民家の屋根修繕に必要な茅を育成する茅場を確保する。	好古館 産業創造課	●	●	●				市単費 県補助
	14	歴史公園の再整備 国史跡広渡廃寺跡歴史公園・金鐘城跡遺跡広場について、安心・安全な公園の再整備を行う。	好古館 まちづくり課	●						国補助
	15	近現代の文化財の保存の検討 今後課題になると予想される近現代の文化財の保存方針を検討する。	好古館	●						市単費
三	16	「(仮称)文化財保護基金」の設立 将来予想される指定等文化財の大規模修理等に備え、「(仮称)小野市文化財保護基金」の創設を検討する。	好古館 財政課 観光交流推進課							市単費
四	17	文化財収蔵庫の増設 遊休施設や市有地を活用して、文化財収蔵庫を増設する。	好古館							市単費 国補助
	18	資料収集基準の作成 好古館の資料収集基準を定め、公開することにより、幅広い資料の収集を行う。	好古館			●				市単費

< 参考 > 「地域遺産制度」の事例

●「地域遺産制度」とは？

これまで各地域では、文化遺産や自然遺産について、学術的・芸術的・歴史的に価値の高いと認められるものを対象として、主に文化財保護法や条例等の法制度体系に基づき指定等文化財として保護してきました。しかしながら、指定等文化財として保護されるものはごく一部であり、その他の地域にとって大切な文化遺産・自然遺産を適切に守っていく仕組みは十分ではありません。そのため、「地域が残すべきと判断したもの」を継承するための独自の保護制度（地域遺産制度）を創設している自治体もあります。

各自治体によって、地域遺産制度の対象や募集方法、認定後の支援内容等には特色があるため、ここでは「遠野遺産認定制度（岩手県遠野市）」と「龍ヶ崎市民遺産制度（茨城県龍ヶ崎市）」を参考事例として取り上げます。

●他市の事例

遠野遺産認定制度 | 岩手県遠野市

開始年 平成 19 年（2007）

根拠となる条例 遠野遺産認定条例

対象 有形文化遺産、無形文化遺産、自然遺産、複合的遺産のうち遠野らしいもので、市民の手で保護・活用されるもの。

募集方法 住民からの推薦（推薦資格：主に市内在住者で構成する地域づくりに関する団体）

認定の流れ 年 1 回程度の募集を行い、候補リストに登載する。その後、遠野遺産認定調査委員会による調査を踏まえ、遠野遺産を認定する。

認定組織の構成 住民、商工・観光関係者、研究者、行政、教育関係者等

認定後の支援の内容 認定証の交付、補助金の交付

認定数 合計 169 件（令和 4 年 10 月現在）

龍ヶ崎市民遺産制度 | 茨城県龍ヶ崎市

開始年 平成 27 年（2015）

根拠となる条例 龍ヶ崎市民遺産条例

対象 市内の歴史又は文化を象徴するもの、市内の自然、景観等で特筆すべきもの、地域で保存され、活用されるべきもの、地域の振興及び活性化に寄与するもの

募集方法 住民からの推薦（推薦資格：保存・活用を实践することができる団体又は所有者）

認定の流れ 推薦者は推薦書を教育委員会に提出する。教育委員会は、龍ヶ崎市文化財保護審議会へ諮問の上、認定する。

認定組織の構成 文化財保護審議会（住民、研究者、教育関係者等）

認定後の支援の内容 認定証の交付、案内板の設置、補助金の交付

認定数 合計 15 件（令和 3 年 12 月現在）

（例）米通の山の神

市内に山の神の石碑は多いが、斧と刀を携えた神像が祀られているのは珍しい。12 月 12 日は山の神の日で、山仕事に携わる人は入山を慎み、仕事を休んで年越しを祝うという行事を集落全体で今も続けている。

（例）関東鉄道竜ヶ崎線

龍ヶ崎の中心市街地と日本鉄道土浦線とを結ぶ茨城県内最古の私鉄路線である。現在では旅客のみを輸送しているが、かつては肥料や米、繭、石炭などの貨物も運搬し、龍ヶ崎の産業発展に大きな役割を果たしてきた。

（参考）山川志典ほか、「地域遺産制度」の実態と成果。ランドスケープ研究。2017、80（5）、pp537-540.

3 分野3「活かす（活用）」に基づく措置

①課題

現在、市内の文化財を巡る公共交通網が十分に整備されているとはいえず、文化財へのアクセスは徒歩か自家用車、タクシー等に制限されている状況です。また、身体障がい等がある場合には、文化財に触れたり価値を理解することが難しいこともあります。交通アクセスの整備と併せて、多様な特性を持つ人々が文化財に触れあえるような工夫も求められます。さらに、多くの人が文化財に触れるきっかけを作るための取組みの検討も必要です。

持続的に文化財を継承していくためには、今後文化財の担い手となる若年層にも関心を持ってもらうことが重要です。そのため、文化財のブランディング、文化財を活用した独自性のある宿泊体験の提供、映像作品等への活用による価値の再創出等、現代の技術・価値観を取り入れた文化財の活用を図っていく必要があります。

好古館ではこれまでも、総合学習の時間を活用した小学生による展示企画やサマースクールの実施等、郷土教育に取り組んできました。しかし、近年学校教育のあり方が変化し、地域と連携した歴史学習が以前より難しくなっています。市内の小中学校及び高等学校と連携し、将来を担う子ども達が、地域に愛着を持てるような郷土教育を検討していく必要があります。

②方針

i 文化財にアクセスしやすい環境づくり 市内・市外からの来訪者が快適に文化財にアクセスできるよう、コミュニティバスによる文化財へのアクセスの検討や、レンタサイクルの設置等交通ネットワークの整備を進めます。また、身体障がい者等へも配慮した文化財周辺のバリアフリー化の実施、外国人に対応した多言語の看板の整備、視覚障がい者・聴覚障がい者に対応した点字看板や音声ガイドの整備等、文化財のユニバーサルデザイン化を推進します。

さらに、「(仮称)文化財オープンミュージアムデー」の取組み等により、文化財の特別公開や、無料公開を行うことで、文化財に触れるきっかけを創出する工夫も検討します。併せて、歴史文化を巡るモデルルートを提案・発信することにより、歴史文化にふれるきっかけとします。

ii ポテンシャルを活かした新しい価値の創出 空家を活用した地域拠点の整備や修景事業、上田三四二関連事業等、本市のポテンシャルを活かした様々な取組みを継続しながら、先端技術を活用した文化財の新たな活用に取り組む等、多様な世代に向けて新しい価値を創出します。

iii 学校教育との連携 タブレット端末やデジタルアーカイブ等を活用したDX推進、出張講座の

実施、分かりやすい副読本の作成や親子教室の開催、様々な科目と連携した歴史文化学習のカリキュラム検討等子どもたちが楽しんで歴史文化に触れられる機会の創出に取り組みます。

表 23 活かす（活用）の措置（1/2）

方針	番号	事業名・事業内容	主体				実施期間			財源
			行政	大学等	団体	市民	前期	中期	後期	
							R6-8	R9-11	R12-15	
一	19	コミュニティバスによる文化財へのアクセスの向上 各観光施設への運行便数の増加によりアクセスの向上を検討することで、公共交通及び市内観光施設の利用促進を図る。	交通政策グループ		●					県補助 国補助 外部資金
	20	レンタサイクルの整備 本市を訪れる人々がより快適に文化財を周遊できるよう、レンタサイクルを整備する。	観光交流推進課		●					市単費 外部資金
	21	文化財のユニバーサルデザイン化 身体障がい者等へも配慮した文化財周辺のバリアフリー化、外国人に対応した多言語の看板の整備、視覚障がい者・聴覚障がい者に対応した点字看板や音声ガイドの整備等を実施する。	好古館 観光交流推進課							市単費 国補助
	22	オープンミュージアムデー等の設定 文化財に触れるきっかけをつくるため、文化財の特別公開や一斉公開を行う。	好古館 観光交流推進課		●	●				市単費
	23	歴史文化の特徴のストーリーごとの統一サインの整備 ストーリーごとの一体的な活用に向けて、統一的なサインを整備する。	好古館 観光交流推進課		●					市単費 国補助
	24	歴史文化を紹介するパンフレットの作成 本市の歴史文化を発信するため、8つの歴史文化ごとのパンフレットを作成する。	好古館 観光交流推進課		●	●				市単費 国補助
	25	歴史文化めぐりモデルルートの作成 歴史文化をめぐる観光モデルルートを広く発信し、来訪者を誘導する。	好古館 観光交流推進課		●	●				市単費 外部資金
二	26	歴史的建造物を活用した地域拠点の整備 市内の歴史的建造物（近代建築物・町屋等）を修繕し、地域拠点として有効活用する。	まちづくり課		●	●				市単費 県補助
	27	歴史文化を活かした特産品の開発 歴史文化と関連付けたお菓子や加工食品等の開発を行う。	産業創造課 観光交流推進課	●	●	●				市単費 外部資金
	28	上田三四二関連事業 上田三四二記念「小野市短歌フォーラム」や「小野市詩歌文学賞」等の上田三四二関連事業を継続して実施する。	いきいき社会創造課							市単費

表 24 活かす（活用）の措置（2/2）

方針	番号	事業名・事業内容	主体				実施期間			財源
			行政	大学等	団体	市民	前期 R6-8	中期 R9-11	後期 R12-15	
二:	29	ウォーキングイベント等の実施 各地域づくり協議会や観光協会等と連携した、「小野史を歩く会」、「ハミングウェイウォーキング」、「きすみの歴史探足」等のウォーキングイベントを継続して開催する。	観光交流推進課 スポーツ振興課 好古館		●	●				市単費
	30	体験型 VR を用いた歴史文化観光の推進 VR 技術を活用して、文化財をデジタルアーカイブとして保存するとともに、仮想体験施設として公開する。	好古館 観光交流推進課					■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■		市単費
三:	31	学校での郷土教育における DX 推進 デジタルアーカイブ等を活用しながら、小・中学校の郷土教育における DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する。	ICT 推進課 教育総務課 好古館							市単費 国補助
	32	出前授業の実施 小・中学校における出前授業を継続して実施する。	好古館 学校教育課							市単費
	33	学校教育における収蔵資料の活用 小中学校を対象に、好古館に収蔵されている土器等の考古資料や民具の貸し出しを行い、学校教育の中で実物に触れながら本市の歴史文化を学ぶ機会を創出する。	好古館 学校教育課							市単費
	34	そろばん教育の継続 小学校における「マイそろばんづくり体験」や、小野市小学生珠算大会の実施、小学校 3・4 年生を中心とするそろばん学習等を継続する。	いきいき社会 創造課 学校教育課							市単費
	35	副読本のリニューアル 郷土教育で使用する副読本をリニューアルする。	好古館 学校教育課							市単費

4 分野4「伝える（情報発信）」に基づく措置

①課題

アンケートの結果から、「関心はあるけれど、知らない」という市民が多いことが分かり、気軽に歴史文化に触れることのできる機会を増やしていく必要があります。また、本市の文化財に関する情報は、書籍や好古館のホームページ等で公開していますが、一元的に管理されているとはいえず、市民や団体が情報を検索しやすい環境にはなっていません。

好古館は平成2年（1990）に開館して以来、本市唯一の博物館施設としての役割を果たしてきました。また、様々なテーマで特別展や企画展を開催し、市民等に向けて本市の歴史文化を発信してきました。今後も、歴史文化発信の中心として機能していくため、研究機能・レファレンス機能等を含めた更なる機能強化が必要です。

小野市伝統産業会館は、本市を特徴づける伝統産業を発信する拠点として機能しています。一方で、昭和58年（1983）の開館から長期間が経過し、施設の老朽化が見受けられるとともに、展示内容についても社会の変化を踏まえながら更新していく必要があります。

②方針

i 情報発信の強化 広報やホームページ、SNS等を活用した情報発信や、歴史文化に触れるきっかけや好古館を訪れるきっかけを作るような様々な催しも継続して実施していきます。

また、市民や団体が情報を検索しやすいような好古館ホームページのリニューアル、デジタルアーカイブの整備を進めていきます。ただし、デジタル化によって資料の原物がもつ役割が置換されることはなく、あくまでも原物のみではなしえない役割を補完するためのものとして取り扱います。さらに、好古館の博物館事業の実施状況や調査・研究の成果等を発信する媒体として、『館報』の発刊を行います。

ii 好古館における拠点機能の充実 最新の研究成果を反映させるとともに、歴史文化の特徴をより正確に伝えることができる内容へと展示のリニューアルを検討します。また、生涯学習・社会教育の拠点として、レファレンスサービスを拡充し、調査・研究による成果を市民に還元するためにも継続的な展示会・普及啓発事業を実施します。

iii 伝統産業会館の機能充実 施設の老朽化への対応と併せて、展示内容についてもより分かりやすく魅力的なものに内容を刷新することを検討します。

表 25 伝える（情報発信）の措置

方針	番号	事業名・事業内容	主体				実施期間			財源
			行政	大学等	団体	市民	前期 R6-8	中期 R9-11	後期 R12-15	
一	36	小野市立好古館ホームページのリニューアル ホームページをリニューアルする。将来的にはデジタルアーカイブとの連携を検討する。	好古館 ICT 推進課							市単費
	37	デジタルアーカイブの整備 文化庁が運営する文化遺産オンラインへの情報登録を行う。	好古館 ICT 推進課				■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■			市単費 国補助
	38	広報おのでの周知 広報おのど、文化財や歴史文化に関する情報発信を行う。	好古館 市民サービス課							市単費
	39	SNS を活用した情報発信 SNS を活用して文化財や歴史文化に関する情報発信を行う。	観光交流推進課 市民サービス課		●	●				市単費
	40	文化財紹介映像の作成 文化財や歴史文化の特徴を紹介するプロモーションビデオを作成する。	好古館 観光交流推進課 市民サービス課				■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■			市単費 国補助
	41	自然の恵みを活かした食育の推進 自然の恵みを活かした料理レシピの配布、食育講座の開催、食育推進協議会活動の充実等、地域における食育の推進と郷土料理の把握・継承に積極的に取り組む。	健康増進課		●	●				市単費
二	42	館報の作成 博物館活動や調査研究の成果を公表するための館報を作成する。	好古館							市単費
	43	小野市立好古館のリニューアル 好古館の展示リニューアルと老朽化する施設改修を実施し、レファレンスサービスの拡充を検討する。	好古館							市単費 県補助 国補助
	44	特別展・企画展の開催 好古館における特別展・企画展を継続開催する。	好古館	●	●	●				市単費 県補助 国補助
	45	普及啓発事業の実施 市民や来訪者を対象にした講座等の普及啓発事業を実施する。	好古館	●	●	●				市単費
三	46	レプリカの作成 市外の博物館に寄託されている木造重源坐像等の指定等文化財のレプリカを作成する。	好古館	●				■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■		市単費 県補助 国補助
	47	伝統産業会館のリニューアル 本市の伝統産業の理解促進のため、伝統産業会館の展示内容をより分かりやすく魅力的なものにリニューアルする。	産業創造課		●					市単費 県補助 国補助

5 分野5「整える（体制整備）」に基づく措置

①課題

観光ボランティアガイド「小野ガイドひまわり」では、本市を訪れた方を対象として、国宝浄土寺（浄谷町）を中心に広渡廃寺跡、金鐘城跡等の案内をしています。これらの観光スポットにおいては、案内するガイドによって身に着けている知識やスキルにばらつきがあるのが現状です。

また、歴史文化を語り伝えるだけでなく、実際に保存・管理・継承の担い手として活躍できる人材を育成する必要があります。地域の仏堂や神社は地域住民の手によって守られてきましたが、近年住宅地の開発により旧来から居住してきた住民と新しく入居してきた住民の数が逆転した地域では、旧来の住民のみにより仏堂や神社が管理されている場合が見受けられます。しかし、旧来からの住民の高齢化により、今の状態では仏堂や神社の維持が難しくなっています。

現在、各地域づくり協議会等において特色のある取組みが行われていますが、担い手が固定化している現状があります。そのため、主体間の連携によってより豊かに歴史文化の活用を推進していくことが求められます。

地域計画の作成にあたって、市内の全自治会を対象にアンケート調査を実施し、歴史文化に関する市民の意識を把握することができました。しかしながら、把握できたのは一部であり、小中学生、高大生等の意識・関心の実態が把握できているとは言えません。

文化財の保存・活用にあたって、包括連携を結んでいる神戸大学等との連携を継続して行っていくことが求められます。また、高齢者大学のいなみの学園では、人や地域の力を再発見し、地域づくりを支援できる人材の育成を行っており、本市においてもそうした人材を活用していくことが期待されます。

文化財保護委員会は、小野市文化財保護条例に基づき設置された組織であり、現在は市民により構成されています。文化財保護法第190条には、「文化財に関して優れた見識を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる」とあり、専門的な知見に基づいた検討を行い、着実に文化財の保護に資するため、学識経験者を文化財保護委員会に配置することが求められます。

これまで、本市の文化財の保存・活用は好古館を中心に進められてきましたが、好古館だけでは人的・財政的規模が小さく、その取組みには限界があります。また、文化財や歴史文化に関わる業務が増加するなかで、本市の人員体制は十分とはいえません。

他地域との連携として、これまでに近隣の加西市・加東市・加古川市と連携した「播磨の国

宝を巡る（播磨の国宝御朱印巡り）」や、播磨広域連携協議会による播磨国風土記の取組み、青野原俘虜収容所に関するオーストリアの首都ウィーンとの交流が行われてきました。今後も多様なテーマで他地域との連携を深め、広い視点で本市を位置づけることにより、本市の歴史文化の価値を深めていくことが求められます。

②方針

i 歴史文化を担う人材の育成 ガイドに関するマニュアル整備や研修等によって標準的なガイド能力を備え、さらに本市を取り巻く多様な歴史文化を語ることでできる人材の育成に取り組みます。また、様々な主体と連携しながら伝統産業・地場産業の担い手の育成にも取り組みます。

ii 地域づくり協議会や NP0 団体等による取組みへの支援 地域を対象とした文化財の活用に関する講座を開催する等、史実に沿った形で文化財の本質的価値を損なわないような助言を行いながら、地域主体による一層の文化財の活用を推進していくことが求められます。また、さらなる取組みの発展に向けて、各地域における活動を共有できるような活動報告会の開催等、地区間の連携も図っていく必要があります。さらに、各地区・各町における歴史文化の保存・管理の担い手を増やすため、新しく入居してきた住民にも旧来の住民とともに仏堂や神社の維持や活用に参加していただける仕組みづくりを検討します。

iii 多様な属性を持つ市民の歴史文化に関する意識の把握 今後、多様な属性を持つ市民に歴史文化に関心を持ってもらい、保存・活用に関わってもらえるような取組みを進めていくため、さまざまな市民の歴史文化に関する意識の把握に努めます。

iv 大学等との連携の継続 新たな知見を取り入れながら、本市の歴史文化に関する調査・研究・活用等を進めるため、神戸大学をはじめとした大学等との連携を継続します。

v 文化財保護委員会への学識経験者の配置 専門的な知見に基づき着実な文化財の保護を図るため、文化財保護委員会への学識経験者の配置を検討します。

vi 好古館を中心とした庁内連携の推進による保存・活用の拡充 庁内の多様な部局が連携し、文化財に様々な価値を見出しながら保存・活用を進めます。また、専門性・継続性を担保するためにも好古館における学芸員の増員・育成を検討します。

vii 広域連携の推進 周辺地域との広域連携による取組みを継続するとともに、本市と関連の深い地域との新たな連携を検討し、本市の歴史文化の価値をより深めていきます。

表 26 整える（体制整備）の措置（1/2）

方針	番号	事業名・事業内容	主体				実施期間			財源
			行政	大学等	団体	市民	前期	中期	後期	
							R6-8	R9-11	R12-15	
一	48	「小野ガイドひまわり」事業 観光ボランティアガイド「小野ガイドひまわり」の活動を継続する。研修によりボランティアの資質向上を図る。	観光交流推進課 好古館		●	●				市単費
	49	ボランティアの拡充と支援 文化財調査ボランティア「好古人」の募集を継続し、市民参加による調査・研究を推進する体制を整える。	好古館							市単費
	50	伝統工芸品の技術継承への支援 伝統的な技術を継承し次世代につなぐために、後継者支援を継続する。	産業創造課		●					市単費 県補助 国補助
二	51	文化財に関する相談業務の強化 文化財所有者の将来への不安を緩和するため、相談業務を強化する。具体的には、継承が難しくなった文化財または関連資料の保存相談や修理費用に関する情報提供等を行う。	好古館							市単費
	52	市民協働の文化財の掘り起こし 好古館を拠点として、市民と協働で地域の文化財の掘り起こしを行う。多様な世代が取組みに参加できるような仕組みを検討する。	好古館	●	●	●	■	■	■	市単費 県補助
	53	地域づくり協議会・NPO 団体等の活動支援 地域づくり協議会・NPO 法人等に対し、専門的な知識提供、助成金紹介、相談対応等を行う。具体的には、地域からの依頼に基づき、歴史文化や文化財に関する解説会等を実施する。	好古館 いきいき社会 創造課							市単費
三	54	歴史文化に関する意識調査 歴史文化を活かしたまちづくりを検討する基礎資料とするため、多様な年代・性別の市民に対して歴史文化に関する意識調査を実施し、次期計画に反映させる。	好古館							市単費 国補助
四	55	大学等との連携の継続 包括連携協定を結んでいる神戸大学等の大学との連携を継続して行う。	好古館	●						市単費 外部資金
五	56	文化財保護委員会の人員配置の検討 専門知識に基づいた検討を行い、着実に文化財の保護に資するため、学識経験者を文化財保護委員会に配置する。	好古館							市単費

第6章 文化財の保存・活用に関する課題と措置

表 27 整える（体制整備）の措置（2/2）

方針	番号	事業名・事業内容	主体				実施期間			財源
			行政	大学等	団体	市民	前期	中期	後期	
							R6-8	R9-11	R12-15	
≦.	57	文化財保護に携わる人員の拡充 文化財保護に関わる専門知識を有する職員の増員を検討する。	好古館 総務課							市単費
	58	小野市文化財保存活用地域計画協議会による進捗管理 小野市文化財保存活用地域計画協議会により、本計画の進捗管理を行う。	好古館							市単費
≡:	59	播磨広域連携協議会との連携 播磨広域連携協議会による『播磨国風土記』を活かした取組みを推進する。	企画政策 G 観光交流推進課 好古館							市単費
	60	「播磨の国宝をめぐる」事業 加西市・加東市・加古川市と連携した「播磨の国宝を巡る（播磨の国宝御朱印巡り）」の取組みを継続して実施する。	観光交流推進課 好古館		●					市単費

第7章 歴史文化の強みを活かした 戦略的・重点的な取組み

この章では、「方向性2. 歴史文化の強みを活かした戦略的・重点的な取組みによる市の魅力の向上」に基づいて、関連文化財群を設定し、全市を先導する取組みについて整理しています。



1	関連文化財群の設定	120
2	関連文化財群の概要	120
3	関連文化財群の措置	127

1 関連文化財群の設定

関連文化財群とは、指定等の有無に関わらず多様な文化財を歴史的・地域的関連性に基づき一定のまとまりとして捉えたもののことをいいます。本市の歴史文化をさらに磨き上げるための戦略的な措置を実施する文化財群を関連文化財群に設定します。

第4章で整理した8つのテーマのなかでも、特に浄谷町に所在する浄土寺は、2件の国宝、そのほか多くの文化財を有しており、本市の象徴ともいえるべき存在です。さらに、その周囲には浄土寺の経営基盤ともなった大部荘が広がり、様々な文化財が形成され、今日まで受け継がれてきました。そこで、浄土寺を中心とした歴史文化「大部荘開発と浄土寺」(p.84～85)に関係のある文化財群を関連文化財群に設定し、計画期間の10年間で戦略的・重点的な措置を実施します(表28～30、図36・46)。本市を代表する浄土寺を手掛かりにしながら、各時代の歴史文化の理解を促進するとともに、個々の文化財の価値を高めていくことが期待されます。

なお、他の7つの歴史文化についても、今後、必要に応じて関連文化財群に設定していくことを検討します。

2 関連文化財群の概要

浄土寺は、焼失した東大寺の再建にあたり、大部荘の開発・経営拠点として開かれました。俊乗房重源による段丘面を利用した大部荘の開発は、本市で受け継がれてきたフロンティアスピリットの根源ともいえます。

関連文化財群「大部荘開発と浄土寺」に関する歴史文化を分解すると、大きく「i 俊乗房重源が残した来迎の世界」、「ii 大部荘の開発～今に伝わる中世の景観～」、「iii 巡礼の発達～市内各地に残る人々の足跡～」、「iv 浄土寺を支えた大部荘の人々」、「v 小野藩との結びつき～来迎会の復活と一柳家の信仰～」、「vi 小野市のシンボルとしての浄土寺」という6つの要素で成り立っているといえます。

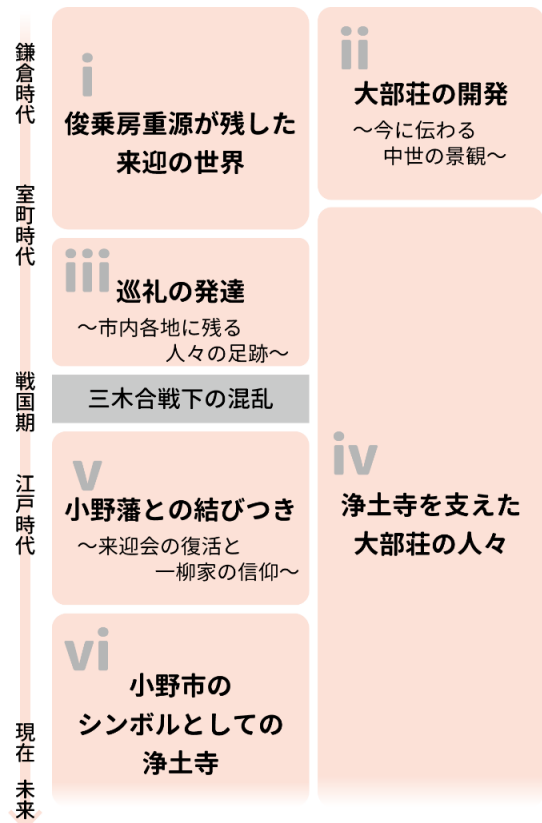
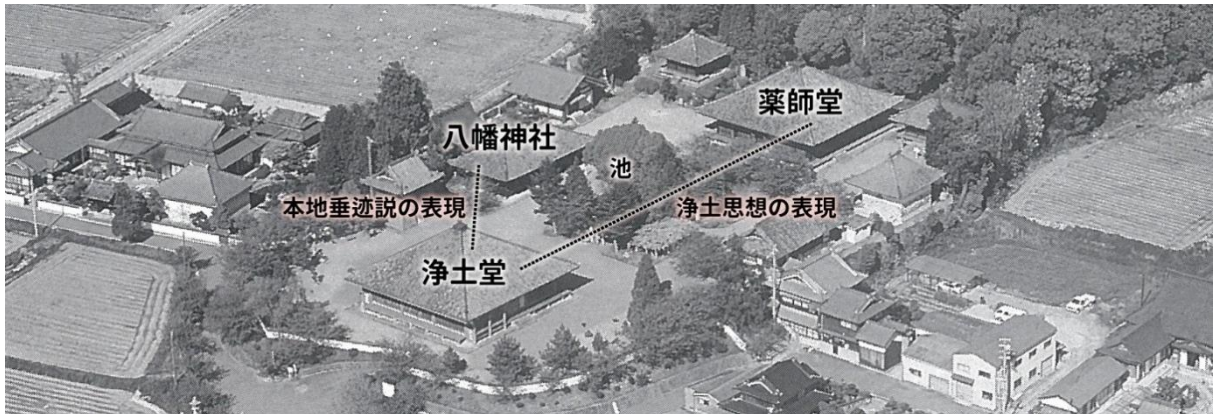


図44 関連文化財群をとりまく6つの要素

i 俊乗房重源が残した来迎の世界

第4章でも紹介したように、浄土寺には、俊乗房重源の思想世界が濃厚に表れています。伽藍配置では、それぞれの建物が関係しあって浄土思想と本地垂迹説を表現しています。浄土堂では、夕刻になると浄土寺西側の北池・上池に反射した夕日が約5.3mの巨像木造阿弥陀如来及両脇侍立像の背後から差し込み、極楽浄土の世界を表しています。そのほか、浄土寺に伝わる様々な文化財が、鎌倉時代以来の仏教文化を今に伝えています。



浄土寺の航空写真

ii 大部荘の開発～今に伝わる中世の景観～

東大寺再建の重要な経済基盤であった大部荘は、現在の古川・喜多・高田・鹿野・住永・王子・葉多・片山・久茂・下大部・田園・中島・浄谷・北丘・黒川・本町・東本町・西本町・上新町・本町一丁目・丸山という広い範囲にあたりますが、里方と呼ばれた中位段丘面以上は未開の地であり、荘園設置後に俊乗房重源やその弟子によって大規模な水田開発が行われました。

水田開発にあたっては、用水確保のために多くの用水路が開削され、ため池もつくられました。そうした水路やため池、井堰等は伝承とともに受け継がれ、中世の大部荘の景観を今に伝えています。

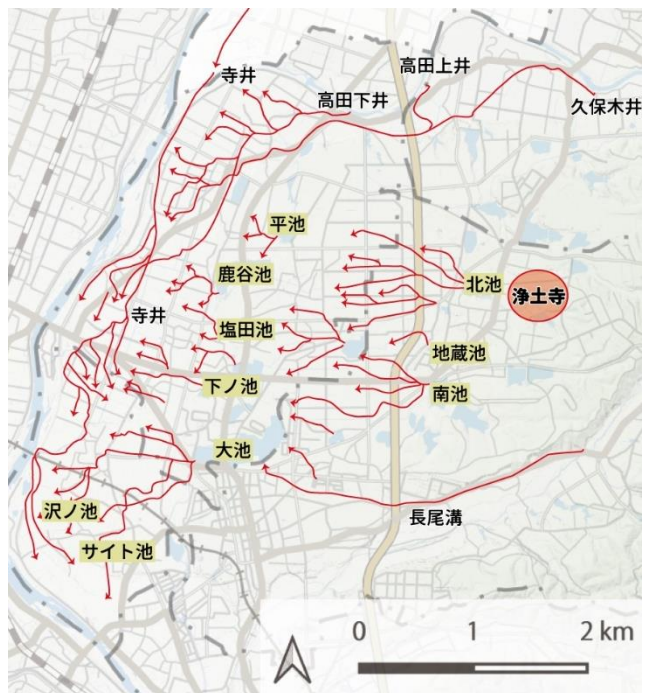


図45 大部荘周辺の主な水の流れ

iii 巡礼の発達～市内各地に残る人々の足跡～

室町時代以降には、一般民衆の間でも伊勢参宮や熊野詣等の社寺参詣が流行しました。浄土寺浄土堂の旧板壁には、東北から九州までの広い範囲から訪れた巡礼者が書き記した多くの落書きが残されています。また、浄土寺は、西国三十三所観音巡礼の道中で立ち寄られることがあり、市内には多くの道標が立っています。『祇園執行日記』にみられるように、市場や宿も整備され、多くの巡礼者たちが市内を行き交っていたことが想像できます。

また、浄土寺の裏山には四国八十八カ所霊場の写し巡礼が整備されており、江戸時代につくられた祠を巡ることができます。初夏にはあじさいが咲き並び、現在も多くの人々が足を運んでいます。



浄谷町道標（左） 黒川町道標（右）

iv 浄土寺を支えた大部荘の人々

大部荘内では、百姓を中心とした地域的結合が育まれてきました。室町時代には、荘内の用水の管理等の農業経営を、荘内の農民等が形成した自治組織としての惣が担うようになりました。市内には、このころの土地に関わる記録としていくつかの土地台帳類が残されています。また、惣山も設けられ、惣の経済的基盤として管理されていました。

戦国期には、政治的軍事的情勢の緊迫化の中で、民衆の経済状況の深刻化を改善するため、大部荘でも徳政を求め土一揆が行われ、その際の書状が伝えられています。

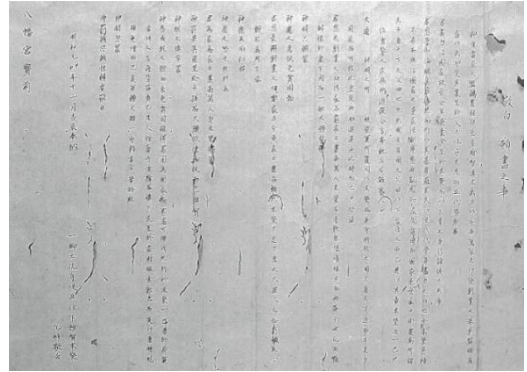
また、高位段丘面と中位段丘面を占める原方（浄谷・広渡・黒川・中島）と、低位段丘面にあたる里方（久茂・下大部・片山・葉多・王子・敷地・住永・高田・鹿野・喜多・上新町・上本町）のそれぞれで大規模な氏子圏が形成され、現在でも八幡神社（浄谷町）や熊野神社（王子町）では祭礼が実施され、地域コミュニティの形成の場となっています。



熊野神社の祭礼の様子

v 小野藩との結びつき～来迎会の復活と一柳家の信仰～

江戸時代には、浄土寺は小野藩一柳家とも深いつながりがありました。阿弥陀如来が二十五菩薩をひきいて西方浄土から現世へ迎えに来る姿を再現する来迎会（迎講）は、戦国期に一度途絶えてしまいましたが、小野藩主一柳直次らにより復興されました。来迎会や本尊薬師如来の開帳が行われる際には相当な人出でにぎわったようで、浄土寺周辺ではいくつかの芸能も興行されたようです。

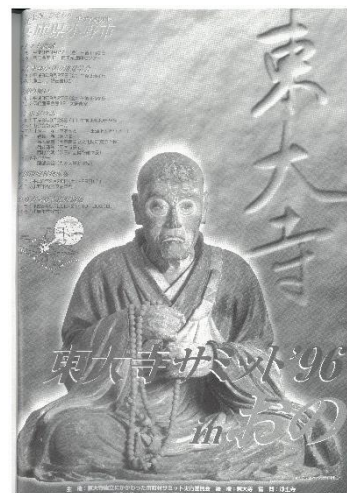


一柳末栄祈願文

vi 小野市のシンボルとしての浄土寺

近代以降も、浄土寺は地域のシンボルとして人々に愛され続けています。特に明治維新新政府によって打ち出された^{しんぶつぶんり}神仏分離、^{はいぶつきしゃく}廃仏毀釈の政策により、塔頭寺院が減少する等の影響を受けるなか、地域の人々によって支えられ今日まで多くの文化財が受け継がれてきました。

昭和 32～34 年（1957～1959）にかけては、創建後初めて浄土寺の解体修理が行われ、現在も生きた鎌倉文化を目にすることができます。平成に入ってから、浄土寺運営の基盤である大部荘の現況を正確に記録し資料として保存・活用することを目的とした「播磨国大部荘現況調査」や、東大寺建立に関わった市町村サミット、世界的建築家磯崎 新^{いそざきあらた}氏等を招いたシンポジウム等が実施されました。現在も、浄土寺は小野市の主要な観光スポットであり、テレビでも取り上げられる等、小野市の特色ある地域づくりに貢献しています。



シンポジウム等の開催チラシ

表 28 「大部荘開発と浄土寺」に関連する文化財の一覧(1/3)

	名称	概要	類型<指定等区分>
1	浄土寺浄土堂（阿弥陀堂）	俊乗房重源が伝えた大仏様をほぼ完全に伝える建造物。建久3年（1192）建立。	有形文化財【建造物（寺院建築）】<国宝>
2	木造阿弥陀如来及両脇侍立像	浄土堂本尊。阿弥陀如来は快慶作の高さ 5.3mの巨像。両脇侍は観音・勢至菩薩。	有形文化財【美術工芸品（彫刻）】<国宝>
3	浄土寺薬師堂	浄土堂と対峙して建つ。焼失したのち、永正 14 年（1517）再建。	有形文化財【建造物（寺院建築）】<重要文化財>
4	八幡神社本殿・拜殿	浄土寺境内にある鎮守社。本殿は室町時代後期、拜殿は鎌倉時代末期の建立。	有形文化財【建造物（神社建築）】<重要文化財>
5	木造阿弥陀如来立像	別名「裸阿弥陀」。建仁元年（1201）快慶作。来迎会（迎講）で使用されたもの。	有形文化財【美術工芸品（彫刻）】<重要文化財>
6	木造菩薩面	25 面の菩薩面。仏師快慶と弟子により制作。来迎会（迎講）で使用されたもの。	有形文化財【美術工芸品（彫刻）】<重要文化財>
7	鉦鼓	鎌倉時代作。来迎会（迎講）で使用されたもの。	有形文化財【美術工芸品（工芸品）】<重要文化財>
8	黒漆蝶形三足卓（浄土堂本尊用）	浄土堂本尊用の仏前用卓。	有形文化財【美術工芸品（工芸品）】<重要文化財>
9	黒漆蝶形三足卓（来迎会本尊用）	来迎会本尊用の仏前用卓。	有形文化財【美術工芸品（工芸品）】<重要文化財>
10	絹本着色仏涅槃図	釈迦入滅のありさまを画像化したもので、鎌倉時代の作。	有形文化財【美術工芸品（絵画）】<重要文化財>
11	絹本着色真言八祖像	真言宗の隆盛に貢献した高僧を描いたもので、鎌倉時代の作。	有形文化財【美術工芸品（絵画）】<重要文化財>
12	行基面	来迎会（迎講）に用いられた行基面。南北朝時代の制作。	有形文化財【美術工芸品（彫刻）】<県指定有形文化財>
13	鬼面	追儺式（修正会）に用いられたと思われる、2 面の室町時代の鬼面。	有形文化財【美術工芸品（彫刻）】<県指定有形文化財>
14	浄土寺「浄土堂」扁額	浄土寺に掲げられていた扁額。鎌倉時代のもの。	有形文化財【美術工芸品（歴史資料）】<市指定有形文化財>
15	浄土寺来迎阿弥陀三尊石仏	阿弥陀三尊が死者を極楽へ迎える「来迎」の姿を刻んでおり、浄土寺ゆかりの石造物である。	有形文化財【建造物（石造物）】
16	浄土寺文書	中世文書 36 通、近世文書 74 通、近代文書 30 通の計 140 通の文書で、絵図も含む。特に中世文書は大部荘等を知るうえで貴重。	有形文化財【美術工芸品（古文書）】
17	浄土寺創建瓦	創建当時の瓦とみられる軒丸瓦 1 点と軒平瓦 2 点。	有形文化財【美術工芸品（考古資料）】
18	浄土寺遺跡	浄土寺を中心とした寺院遺跡。塔頭寺院跡が確認されている。	記念物【遺跡（社寺跡他（祭祀信仰））】
19	広渡廃寺跡	荒廃した古代寺院・広渡廃寺の本尊を、浄土寺薬師堂の本尊として安置。	記念物【遺跡（社寺跡他（祭祀信仰））】<国指定史跡>
20	遍照寺庵	浄土寺建立時には本尊を薬師堂に移したと伝わる。	有形文化財【建造物（寺院建築）】
21	木造重源坐像	天福 2 年(1234)作の俊乗房重源の坐像。	有形文化財【美術工芸品（彫刻）】<重要文化財>
22	浄土寺開山堂	俊乗房重源の坐像を安置するための堂。	有形文化財【建造物（寺院建築）】<県指定有形文化財>

表 29 「大部荘開発と浄土寺」に関連する文化財の一覧(2/3)

	名称	概要	類型<指定等区分>
23	銅製五輪塔	俊乗房重源が関係の深い寺院に奉納した五輪塔。建久5年(1194)の作。	有形文化財【美術工芸品(工芸品)】<重要文化財>
24	来迎寺 本堂	俊乗房重源が開基で、その弟子である善阿上人が伽藍を建立したと伝えている。	有形文化財【建造物(寺院建築)】
25	雲光寺遺跡	現在雲光寺と呼ばれる寺院跡は俊乗房重源が結縁した「長尾寺」と考えられる。	記念物【遺跡(社寺跡他(祭祀信仰))】
26	にごり池	俊乗房重源は鹿野原を一晚で開墾したと伝えられ、その時に鋤や鍬を洗った池とつたわる。	記念物【名勝地(河川・湖沼)】
27	亀井淵の碑	付近は俊乗房重源が開墾した「鹿野原」に当たるといわれる。年中、水が湧き出た。	有形文化財【建造物(石造物)】
28	寺井堰	俊乗房重源が大部荘の用水を確保するために構築したと伝わる。	有形文化財【建造物(土木構造物)】
29	一鍬掘り	大部荘開発にあたり俊乗房重源が一鍬入れると水が湧き出てきたと伝わる。	記念物【名勝地(河川・湖沼)】
30	浄谷北池・上池	西日を反射し浄土寺浄土堂内へ入れる。	記念物【名勝地(河川・湖沼)】
31	下鹿谷池	俊乗房重源の頃に出来たと伝えられている池。	記念物【名勝地(河川・湖沼)】
32	観阿坐像	浄土寺の第二世で、大部荘の経営に尽力した観阿上人の坐像。	有形文化財【美術工芸品(彫刻)】
33	伝観阿上人墓所	観阿上人の墓所と伝え、鎌倉時代の層塔・五輪塔が建つ。	記念物【遺跡(古墳・その他の墓)】<市指定史跡>
34	下司館遺跡	俊乗房重源の弟子、善阿上人の一族が寺を守るために構えたと言われる城の跡。	記念物【遺跡(城館跡他(政治))】
35	ブツブツ	善阿上人が苦行した冷泉と伝わる。地元では「塩の苦行」がなまって「ショノコ」とも呼ばれる。	記念物【名勝地(河川・湖沼)】
36	薬師堂(圓融寺庵)	高田町の薬師堂の本尊の薬師如来は浄土寺の塔頭寺院から移したものと伝わる。	有形文化財【建造物(寺院建築)】
37	ジョウニン塚	昔ここで即身成仏した僧を祀るために作られたことから、ジョウニン塚と呼ばれている。	有形文化財【建造物(石造物)】
38	宝持院 本堂	浄土寺に北に位置する塔頭寺院。	有形文化財【建造物(寺院建築)】
39	歓喜院 本堂	浄土寺の南に位置する塔頭寺院。	有形文化財【建造物(寺院建築)】
40	浄土寺鐘楼	江戸時代前期に、河合郷新部村の粟津七右衛門によって建立された鐘楼。	有形文化財【建造物(寺院建築)】<県指定有形文化財>
41	大歳神社 本殿(片山町)	御神体は大日如来で安永2年(1773)の大歳社再建の棟札によれば、浄土寺別当智明院が祀ったとある。	有形文化財【建造物(神社建築)】
42	浄土寺浄土堂旧板壁	全国各地から浄土寺に参拝した人が書いた、墨書による多数の落書きが見られる。一番古い物は大永7年(1527)のもの。	有形文化財【美術工芸品(歴史資料)】<市指定有形文化財>
43	市内各地の道標	市内各地には、巡礼者向けの道標が建っている。	有形文化財【建造物(石造物)】
44	下馬の橋	この橋は殿様の下馬の橋で、赤門をくぐってここで下馬するのが浄土寺参詣のルートであった。	有形文化財【建造物(土木構造物)】
45	八十八箇所	四国八十八箇所を模して浄土寺裏山に設けられた回遊式の巡礼道。	記念物【名勝地(公園・庭園)】

表 30 「大部荘開発と浄土寺」に関連する文化財の一覧 (3/3)

	名称	概要	類型<指定等区分>
46	地おこし	1月3日に行う農作業を始める行事。榎の木に「しきび」をはさみ、下の部分を浄土寺の朱印を4つ押した紙で巻く。	民俗文化財【無形の民俗文化財（年中行事・祭礼等）】
47	水向石	花まつりの時に、この中へ塔婆をおいて水を向けるとのことである。	有形文化財【美術工芸品（考古資料）】
48	浄谷八幡神社秋祭り	浄谷・中島・広渡・黒川を氏子とする。10月10日に行われる祭り。	民俗文化財【無形の民俗文化財（年中行事・祭礼等）】
49	浄土寺大般若経（中野氏版）	浄土寺に伝わる大般若経で、正面には小野藩一柳家の家紋が描かれている。	有形文化財【美術工芸品（書跡・典籍）】<市指定>
50	浄土寺大般若経（黄檗版）	一柳末英が浄土寺へ寄付した大般若経。	有形文化財【美術工芸品（書跡・典籍）】<市指定>
51	一柳末栄寄進灯籠	藩政改革の成果の感謝に奉納されたものである。	有形文化財【建造物（石造物）】
52	一柳家文書	一柳家の系譜や小野藩誕生のいきさつを記した文書や小野藩の藩政に関する文書。	有形文化財【美術工芸品（古文書）】
53	小野藩陣屋遺跡	現在の小野小学校のあたり。周囲には陣屋町が形成され、一部に面影を残している。	記念物【遺跡（城館跡他（政治））】
54	小野市立好古館（小野小学校旧講堂）	小野藩陣屋跡に建つ博物館。浄土寺をはじめ本市の様々な歴史文化を発信する拠点となる施設。	有形文化財【建造物（近代建築）】
55	前田家文書	「公私日記」には、浄土寺薬師堂の開帳の記録等が残る。	有形文化財【美術工芸品（古文書）】<市指定>

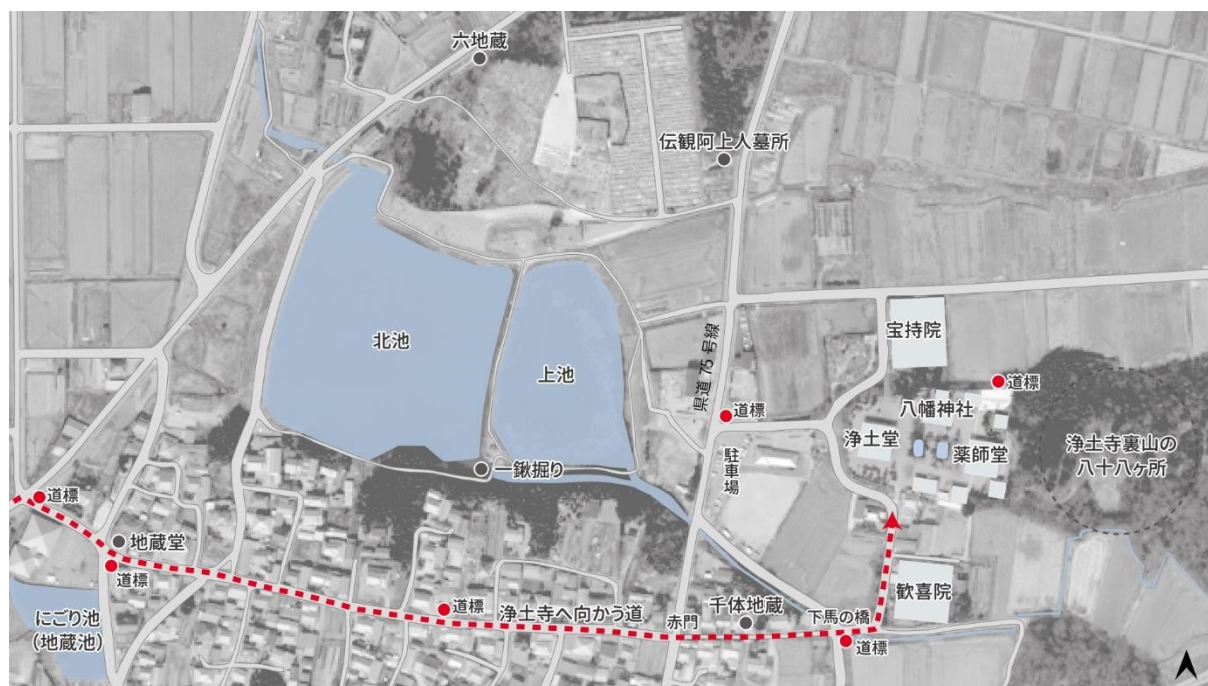


図 46 浄土寺周辺の文化財（市内全域は p. 85 図 36 を参照）

3 関連文化財群の措置

①課題

浄土寺には様々な文化財が集積し、そのうち国宝2件をはじめとする計23件の文化財が国・県・市による指定を受け、適切な保護措置が取られています。一方、未指定の文化財についても、歴史的・学術的価値の高いものが含まれ、新たな指定・登録に向けた調査・研究を推進していく必要があります。また、「播磨国大部荘現況調査」等、これまで浄土寺や大部荘を取り上げて様々な調査・研究が行われてきましたが、こうした研究成果の活用についても検討する必要があります。

浄土寺では、夕刻になると浄土堂に西日が差し込み幻想的な光景を目の当たりにすることができます。そうした演出は浄土寺境内の文化財のみではなく、浄土寺西側の池をはじめとする周囲の景観が支えているといえます。浄土寺の本質的な価値を損ねることなく後世へ伝えていくためにも、周辺環境と一体的に保存していく必要があります。

関連文化財群の中心となる浄土寺は、本市を代表する文化財であり、年間を通して多くの観光客が訪れています。一方、表32から表34に記した通り市域の広い範囲に関連する文化財がありますが、それらの多くはあまり来訪者や市民の目に留まりません。特に、図48に示すように、浄土寺の周辺には関連する文化財が密集していますが、これらの一体的な活用が十分にできていない状況があります。さらに、近隣のひまわりの丘公園や共進牧場等、人が多く訪れる観光施設との連携や一体的に周遊する環境が十分に整っていません。浄土寺を核としたエリアを本市の観光拠点として、戦略的・重点的に環境整備していくことにより、本市全体の人々の交流の創出につなげていくことが求められます。

浄土寺の魅力は、周囲の文化財と一体となることで形成されてきました。また、周囲の文化財も浄土寺との関係の中で価値が理解されるものですが、従来の情報発信では個々の文化財の解説が主であり、浄土寺と他の文化財がどのように関係しあっているのかは理解が難しい部分もあります。

関連文化財群の豊かな魅力を発信していくための市内の体制づくりや、他市町村との広域連携をより一層推進していく必要があります。

②方針

【学ぶ】新たな文化財指定・登録に向けた調査・研究の推進

関連文化財群を構成する未指定の文化財について、新たな指定・登録に向けた重点的な調査・研究を推進します。計画期間内では、浄土寺における重要な行事である「来迎会」にまつわる資料（衣装等）を対象に、重点的な調査・研究を実施します。また、過去の研究成果を活用しながら、大部荘域の文化財の追跡調査を実施します。

【守る】計画に基づき浄土寺と周囲の文化財の一体的・計画的な保存の推進

浄土寺所蔵の文化財を中心として関連文化財群の数が膨大なことから、周囲の環境も含めて総合的な保存や整備の計画を立て、それに基づき計画的に防災・防犯を含めた修理や整備を推進していきます。また、浄土寺の価値として、中世以来の大部荘の存在も大きいため、将来的には建物規制も含めた景観的保全の仕組みについても検討していきます。

【活かす】浄土寺と周囲の文化財の一体的・計画的活用による周遊型の特色ある観光や教育への展開

関連文化財群と周囲の観光施設を併せて巡ることのできる環境を整備していきます。また、子ども向けの学習プログラムを整備する等して、未来を担う人材に地形等の自然環境と歴史文化を一体的に学習できる機会を創出します。

【伝える】関連文化財群の一体的な発信

好古館での展示やイベント、ホームページ・広報等での情報発信を通じて、関連文化財群を一体的にわかりやすく発信します。

【整える】主体間連携及び広域連携の推進

関連文化財群を活かした取組みに関する情報を適宜共有し、地域での取組みの連携強化を図ります。また、巡礼や東大寺荘園をテーマとした他市町村との連携を推進し、「大部荘開発と浄土寺」をより広い視点から評価し位置づけ、さらなる活用の可能性を探っていきます。

表 31 関連文化財群に関する措置(1/2)

方針	番号	事業名・事業内容	主体				実施期間			財源
			行政	大学等	団体	市民	前期 R6-8	中期 R9-11	後期 R12-15	
学ぶ	3 再掲	寺院所蔵の美術工芸品の調査 寺院所蔵の仏像や仏具等の所在調査や詳細調査を実施する。	好古館	●	●	●	■	■	■	市単費
	K-1	大部荘域の文化財追跡調査 既存の研究成果等を活用して、大部荘域の文化財の追跡調査を実施する。	好古館	●		●			■	市単費
守る	10 再掲	浄土寺の保存活用計画の作成 昭和 30 年代の浄土堂解体修理からおおよそ半世紀以上が経過する浄土寺について、個別の保存活用計画を作成し、周辺環境・景観を含めた保存について検討する。	好古館	●				■	■	国補助
	防-5 ※	防火設備の設置促進 指定等文化財の消火設備等の防火設備の設置を推進する。前期では、浄土寺の防火設備の設置に取り組む。	好古館 消防本部				■	■	■	市単費 県補助
活かす	20 再掲	レンタサイクルの整備 本市を訪れる人々がより快適に文化財を周遊できるよう、レンタサイクルを整備する。	観光交流推進課		●			■	■	市単費 外部資金
	K-2	浄土寺周辺のユニバーサルデザイン化 身体障がい者等へも配慮した浄土寺周辺のバリアフリー化、外国人に対応した多言語の看板の整備、視覚障がい者・聴覚障がい者に対応した点字看板や音声ガイドの整備等を実施する。＜措置 21 と関連＞	好古館 観光交流推進課						■	市単費 国補助
	K-3	関連文化財群の統一サインの整備 関連文化財群の一体的な活用に向けて、サイン計画を策定したうえで、統一サインを整備する。＜措置 23 と関連＞	観光交流推進課 好古館		●			■	■	市単費 国補助
	K-4	関連文化財群のパフレットの作成 関連文化財群を一体的に発信し、巡ってもらえるようにするため、関連文化財群のパフレットを作成する。＜措置 24 と関連＞	観光交流推進課 好古館		●	●	■			市単費 国補助
	K-5	モデルルートの作成 関連文化財群をめぐる観光モデルルートを作成し、情報発信を行う。＜措置 25 と関連＞	観光交流推進課 好古館		●	●	■			市単費 外部資金
	K-6	関連文化財群をめぐるウォーキングイベントの実施 各地域づくり協議会や観光協会等と連携し、関連文化財群をめぐるウォーキングイベントを実施する。＜措置 29 と関連＞	観光交流推進課 スポーツ推進課 好古館		●	●	■	■	■	市単費
	K-7	教育プログラムの検討 関連文化財群を一体的に学習する教育プログラムを検討する。	好古館		●		■	■	■	市単費 国補助

※防災については第8章で詳述します。

表 32 関連文化財群に関する措置(1/2)

方針	番号	事業名・事業内容	主体				実施期間			財源
			行政	大学等	団体	市民	前期	中期	後期	
							R6-8	R9-11	R12-15	
伝える	K-8	広報おのでの周知 広報おの、関連文化財群に関する情報発信を行う。＜措置 38 と関連＞	好古館 市民サービス課							市単費
	K-9	浄土寺をテーマとした映像作成 浄土寺の美しい西日を中心とした映像を作成し発信する。なお、作成にあたっては VR 等の先端技術を導入し、体験型映像とすることも検討する。＜措置 30・40 と関連＞	好古館							市単費 国補助
	K-10	関連文化財群をテーマとした展示 好古館において関連文化財群のストーリーを紹介する。＜措置 44 と関連＞	好古館	●	●	●				市単費 県補助 国補助
	K-11	関連文化財群をテーマとした講座の開催 市民や来訪者を対象とした関連文化財群をテーマとした講座等の普及啓発事業を実施する。＜措置 45 と関連＞	好古館	●	●	●				市単費
整える	48 再掲	「小野ガイドひまわり」事業 観光ボランティアガイド「小野ガイドひまわり」の活動を継続する。研修によりボランティアの資質向上を図る。	観光交流推進課 好古館		●	●				市単費
	58 再掲	小野市文化財保存活用地域計画協議会による進捗管理 小野市文化財保存活用地域計画協議会により、本計画の進捗管理を行う。	好古館							市単費
	60 再掲	「播磨の国宝をめぐる」事業 加西市・加東市・加古川市と連携した「播磨の国宝を巡る（播磨の国宝御朱印巡り）」の取組みを継続して実施する。	観光交流推進課 好古館		●					市単費

第8章 文化財の防災・防犯の推進

近年、地球温暖化の影響による災害の激甚化・頻発化に伴う文化財の被害、文化財の盗難等の事件が発生しています。

この章では、文化財の防災・防犯に向けた取組みの内容を検討します。

1	文化財の防災・防犯の推進の背景	132
2	小野市における災害の概要	132
3	文化財の防災・防犯に関する現状	134
4	文化財の防災・防犯の措置	137

1 文化財の防災・防犯の推進の背景

近年の動向 近年実施された国宝・重要文化財の防火設備等の緊急状況調査において、自動火災報知設備や消火設備等の老朽化・不具合等設備の不備や管理体制の脆弱^{ぜいじゃく}性等が確認されたことを受けて、文化庁・消防庁・国土交通省が連携し、令和元年（2019）に「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」及び「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」が示されました。また、首里城^{しゅりじょう}火災等を受け同年に「世界遺産・国宝等における防火対策5ヵ年計画」が策定され、令和2～6年（2020～2024）度までの5か年間で計画期間として、防火設備や警報設備の整備等のハード面と、防災計画の策定や設備の定期点検、防災（防火）訓練の実施等のソフト面の両面から重点的な取り組みを進めました。また、建造物については「重要文化財（建造物）耐震診断指針」等も示されています。

文化財の防犯については、全国各地で、無人の寺社における仏像等の美術工芸品の盗難が多発しています。文化庁からは文化財の防犯対策について度々通知が出され、見回りや点検、台帳の作成、所有者や地域住民、地方公共団体等との連携の重要性について示されています。

一方、兵庫県教育委員会では、令和3年（2021）3月に「兵庫県文化財災害対応マニュアル」、令和4年（2022）3月に「文化財所有者のための兵庫県文化財防災・災害対応マニュアル」を作成し、「災害への備えと予防」、「災害発生時の対応」、「各種災害への対応」、「被災後の文化財の取扱い」等を記しています。また、広域行政の枠組みとして、2府7県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）及び関西広域連合において、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく「文化財の被災調査に関する要領及び被災対応ガイドライン」を策定し、その対策を進めています。

こうした国や県の計画やガイドラインに基づき、文化財の防災や防犯への確実な対応が必要とされています。

2 小野市における災害の概要

本市は比較的大規模な災害が少ない地域ですが、過去には様々な災害が発生しています（表33）。特に平成7年（1995）の阪神・淡路大震災、平成16年（2004）の台風23号や平成25年（2013）の台風18号による被害は大きなものでした。梅雨・秋雨前線等の停滞による豪雨、記録的短時間の局所的豪雨及び台風による風水害の発生頻度が高く、河川・ため池の溢水・決壊^{いつすい}、道路の冠水・決壊、山崩れ等の発生が想定されます。また、本市周辺には、山崎断層帯や御所谷断層、大谷

断層等があり、今後、これらの断層による地震の発生も想定されます。

近年、文化財に被害があった事例としては、平成 26 年（2014）8月の台風 11 号によって浄土寺境内の八幡神社本殿（国指定）の檜皮葺きの屋根がめくれ上がる等の被害がありました。さらに、過去には戦渦・火災等により文化財が被災したことも、様々な記録から読み取ることができます。近年は火災による文化財の被害はありませんが、建物火災を中心として年間 20 件程度の火災が発生しています（図 49）。

表 33 小野市に被害を与えた過去の主な災害

発生年月	種類	被害人員	被害額（千円）	主な影響等
西暦 1579 頃	火災			垣田神社、神明神社、来迎寺、雲光寺、権現神社等が兵火のため焼失
西暦 1837	火災			小野藩御長屋から出火し、大火となる
西暦 1864	地震			多可郡西部に地震発生。市域でも被害が出る
西暦 1865 頃	火災			小野藩陣屋から出火し、大火となる
大正 10. 9	水害			加古川氾濫。黍田町等で被害が出る
大正 13. 8	火災			日吉町の山林から出火し、垂井町付近まで焼失
大正 14	水害			加古川が氾濫し流域に被害が出る
昭和 7. 7	水害			加古川が氾濫し流域に被害が出る
昭和 27. 7	水害			下来住町前谷川が氾濫する
昭和 36. 5	火災		2, 000	浄土寺歓喜院が全焼する
昭和 36. 6	水害	7, 401	350, 000	【災害救助法適用】橋梁・道路崩壊、河川決壊、農地埋没、農業被害、床上・床下浸水等
昭和 38. 6	水害	720	30, 000	橋梁・道路崩壊、河川・ため池等決壊、農地埋没、農業被害、床上・床下浸水等
昭和 40. 9	風水害	24, 356	1, 677, 000	【災害救助法適用】橋梁・道路崩壊、河川決壊、農地埋没、農業被害、床上・床下浸水等
昭和 46. 8	風水害	1	1, 400	がけ崩れ、ため池・水路被害等
昭和 47. 6	水害	252	57, 809	ため池・水路被害、農業被害、道路・橋梁崩壊等
昭和 47. 7	水害		17, 652	河川・道路・水路被害、農業被害等
昭和 49. 7	水害	22		農業被害、床上・床下浸水等
昭和 49. 9	水害	238	170, 010	床上・床下浸水、道路・橋梁・河川等被害、農業被害
昭和 51. 9	水害	982	907, 484	床上・床下浸水、道路・橋梁・ため池等被害、農業被害
昭和 58. 9	水害	1, 827	1, 339, 690	床上・床下浸水、河川・道路・橋梁等被害、農業被害、ため池・井堰等被害
平成 2. 9	水害	52	69, 800	床上・床下浸水、河川・道路・橋梁等被害、農業被害、ため池・井堰等被害
平成 3. 9	風害	443	33, 070	農業被害等
平成 7. 1	地震（阪神・淡路大震災）			道路・河川・ため等の崩壊・亀裂、家屋の一部破損、小野ニュータウンへの避難勧告等
平成 8. 8	水害	111	48, 030	道路冠水、田畑冠水、床上・床下浸水等
平成 16. 10	水害（台風 23 号）	826	546, 576	【災害救助法適用】農業被害、道路・河川崩壊、鉄道不通等
平成 23. 9	水害	71	17, 760	農業被害、道路・河川崩壊、山林法面崩壊等
平成 23. 9	水害	6	3, 880	用水路・井堰損壊、堤防崩落、農業被害等
平成 25. 8	水害	20	13, 200	大島橋橋脚破壊
平成 25. 9	水害		2, 000	
平成 25. 9	水害（台風 18 号）	110	23, 500	粟田橋橋脚破壊
平成 30. 7	水害	5		【避難指示（緊急）発令】

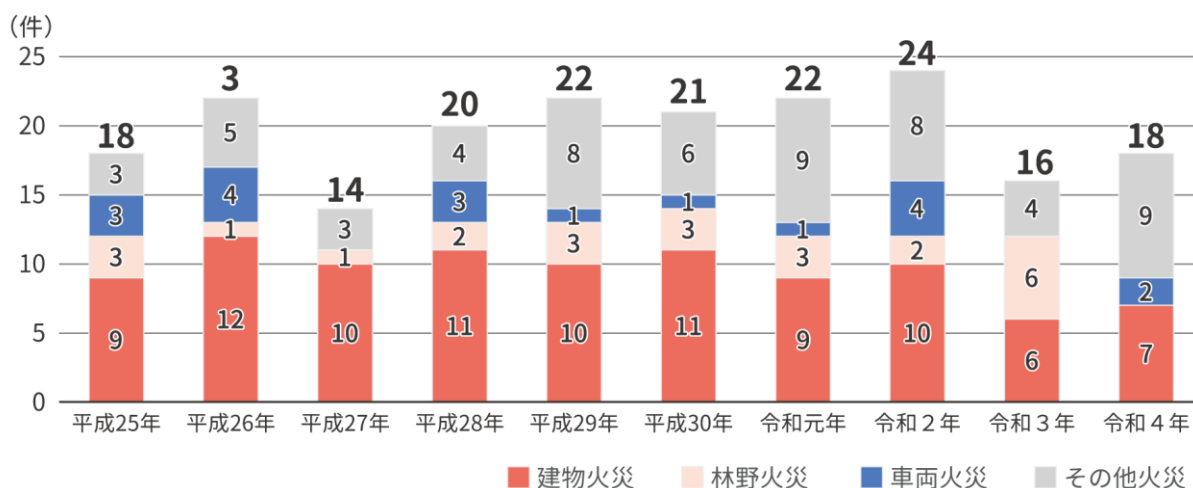


図 47 近年における火災の発生状況

3 文化財の防災・防犯に関する現状

①「小野市地域防災計画」における位置付け

小野市では、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として、「小野市地域防災計画（令和4年（2022）11月修正）（以下、「地域防災計画」という）」を作成しています。そのなかでは、「減災対策の推進」、「自助・共助・公助が一体となって取り組む防災の推進」、「新しい「災害文化」の確立」、「多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進」を基本的な考え方として、「災害予防計画」と「災害応急対策計画」を示しています。

地域防災計画のなかでは教育委員会が担当する事務として、「教育委員会の所管に係る文化教育施設及び文化財の被害調査及び応急対策」が挙げられています。また、災害予防計画のなかでは、市民参加による地域防災力の向上が目指されているなかで、学校における防災教育として地域の災害の特性や歴史等を踏まえた地域学習素材を活用する等、総合的な学習の時間等での効果的な指導を展開していくことが記されており、過去には、好古館と小野市消防本部が連携して消防をテーマにした展示や授業等を行いました。

②防災・防犯設備の設置

本市では、指定等文化財を中心に防犯カメラや消火設備の設置等のハード整備を進めています。現在は令和3年（2021）度から3か年計画で、「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」の文化庁補助事業として、浄土寺の防災設備の改修を進めています。

③文化財の見回りの実施

年間を通して好古館職員による見回りを実施しており、特に台風や地震の直後には重点的な文化財の被害確認を実施しています。また、兵庫県文化財保護指導委員による見回り活動も実施されています。

④文化財防火デーの実施

毎年1月26日の文化財防火デーに合わせて、文化財防火訓練を実施しています。この訓練では、毎年浄土寺周辺において、地域住民、寺院関係者、消防団、消防本部、教育委員会等により、消火訓練や消火栓等の点検等を実施しています。防火訓練の実施に合わせて、文化財周辺での火気の取扱い等について、広報紙による情報発信も行っています。



浄土寺における防火訓練の様子



消防ホースの点検

⑤市内の防火防災組織の現状

本市域では、江戸時代より火消組織が存在していたことが資料（『小野旧藩史』等）から読み取れます。明治40年代からは市域に公設消防組が創設、大正時代には加東郡南消防協会や加東郡消防協会が設立され、消防思想の普及と組員の道德心の向上に力が注がれました。戦時中には防空法が制定され、全ての消防組が警防団と改められましたが、戦後すぐに消防団に改組されました。

昭和29年（1954）に小野市が発足すると同時に、市内6消防団を統合する小野市連合消防団（1,375人）が発足しました。昭和35年（1960）には小野市消防団となり、その後小野市消防本部と小野市消防署を設置し、現在に至っています。

平成に入ってから、北播磨初の消防団女性分団の設置（平成13年（2001））や、小野市防災センターの開設と小野市消防本部の移転（平成26年（2014））が行われ、現在は、小野市防災センター内の本署、北分署、南分署の市内3か所に消防機関があります。

なお、現在市内には全56部総勢652名からなる消防団が組織されているほか（図50）、幼年消

防クラブや女性消防隊等の防火防災組織が組織されています（表 34）。



図 50 小野市の消防団組織（令和4年4月1日現在）

表 34 市内の防火防災組織の状況

団体名		人員	結成年	活動状況
小野市幼年婦人防火委員会		6	昭和 60 年	・防火防災組織の育成指導
婦人防火倶楽部	小野市婦人防火倶楽部	—	昭和 60 年	・防火街頭宣伝活動 ・家庭防火診断の推進 ・その他の防火広報活動
幼年消防クラブ	北辰保育園幼年消防クラブ	113	昭和 60 年	・避難訓練の実施 ・防火教室の開催 ・防火絵画展開催 ・消防大会への参加
	来住保育所幼年消防クラブ	126	昭和 60 年	
	小野保育所幼年消防クラブ	213	昭和 61 年	
	下東条西保育所幼年消防クラブ	107	昭和 62 年	
	育ヶ丘保育園幼年消防クラブ	106	昭和 63 年	
	粟生こども園幼年消防クラブ	118	平成 10 年	
女性消防隊	育ヶ丘女性消防隊		昭和 54 年	・消防機器の点検・訓練 ・防火広報活動の実施 ・初期消火活動 ・自衛消防協議会への参加 ・防火・救急教室の開催 ・消防大会への参加
	高山町女性消防隊		昭和 60 年	
	小野ニュータウン女性消防隊		平成 4 年	
その他	小野防火協会		昭和 48 年	・防火広報誌の発行 ・各種防火広報活動 ・各種防火研修会の開催
	小野匠工業会防災連絡委員会		平成 6 年	

⑥市内の防災拠点の整備：「かわまちづくり事業」の推進

現在、本市では国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所とともに、新大^{しんおおかわ}河橋付近において、「かわ（加古川）」と「まち」が一体となった良好な水辺空間の整備を行う「大部・河合地区かわまちづくり事業」を進めています。この取組みは、国や市、地元、民間企業等で構成された「大部・河合地区かわまちづくり協議会」を設立して推進しています。かわまちづくり事業の基本方

針は、「川の怖さや対応について学びつつ、昔気軽に川と親しみ、身近に感じられていた時代（昭和 30 年から 40 年代）への回帰をイメージしながら、川の多様な景観や憩いの場、自然や歴史の学びの場としてかわがまちとつながる場をみんなで作っていく」とされ、敷地内には防災公園交流施設の整備も検討しています。

4 文化財の防災・防犯の措置

①課題

災害時には地域防災計画に基づき行動することとなりますが、文化財保護という視点では具体的な計画内容とはなっていません。文化財の取扱いに関する考え方を検討し、市の計画に文化財防災を適切に位置づけることが求められます。また、消防本部に加え、市内の様々な防火防災組織と連携して文化財を守る体制をつくるため、日ごろから文化財の情報を適切に共有しておくことが求められます。さらに、長期的には、災害発生時の文化財の緊急避難場所等として、防災拠点との連携を検討していく必要があります。

既に設置している防災・防犯設備については、正常に作動しているかの定期的な点検が重要であり、所有者や管理者に対する適切な指導・助言が必要です。

市による文化財の見回りは主に指定等文化財を中心としているため、市民による身近な文化財の見回り等を実施することによって、日ごろから文化財を地域で見守る体制づくりが必要です。なお、本計画作成時に実施した住民アンケートでは、文化財周辺のごみのポイ捨て等の問題が指摘されています。周辺環境の管理も適切に行うことで不法侵入や盗難、放火、破壊行為等から文化財を確実に守ることが求められます。また、防火訓練等の取組みを継続することによって、市民の意識の向上を図っていくことが求められます。

②方針

i 災害発生時の適切な文化財の保護 災害発生時には、人命を最優先にしたうえで適切に文化財を守ります。そのため、計画期間内では、災害時にどのような協力体制・連絡体制をとるのか、文化財をどのように取り扱うのか等の方針を定め、庁内で共有します。また、平時から文化財リストを地域や消防本部、警察と共有することで、緊急時に備えます。

なお、発災時には各主体が次の役割を意識して行動することを想定しています（表 35）。

表 35 発災時の各主体の役割

好古館の役割	・発災時に好古館内に見学者がいる場合は、人命を最優先し安全な場所に誘導する。 ・国・県指定等文化財の被害状況を確認し、県教育委員会文化財課へ報告する。また、市指定文化財の被害状況を取りまとめる。 ・必要に応じて文化財の応急的な保護措置を実施する。 ・必要に応じて近隣市町や兵庫県等に応援要請を行う。 ・文化財所有者等に、応急的な保護措置等について助言・指導を行う。 ・県内の博物館に対し、兵庫県博物館協会の「災害時の相互協力及び関係機関・団体との連絡と協力に関する規約」に基づく要請を行った上で、文化財の復旧に取り組む。
消防本部の役割	・事前に共有されている文化財リストを確認し、適切な文化財の取扱いについて好古館と協議したうえで、消火活動等を行う。
警察の役割	・文化財の滅失・き損の状況について、好古館との情報共有を行う。
地域住民・文化財所有者の役割	・所有する文化財や、地域の文化財の被害状況を確認し、被害の状況を好古館へ報告する。 ・必要に応じて、文化財を安全な場所に避難させる等、応急的な保護措置を実施する。

ii 予防措置の実施 災害が起きた際の被害を最小限に抑えるため、日ごろから予防措置を適切に実施します。地震や風水害等に対しては、文化財ハザードマップを作成し、被災する可能性の高い文化財を可視化し、順次、優先順位の高い耐震化等の対策を進めます。また、日ごろから文化財の周辺環境を清掃・整理整頓することにより、災害発生時の被害を出来る限り抑えるよう指導します。

火災や犯罪に対しては、市が中心となってスプリンクラーや防犯カメラ等の設置を進めるとともに、既設の設備についての定期的な点検を行います。また、文化財の所有者や管理者に対して、適切に防災・防火・防犯対策を実施するよう、助言・呼びかけを行います。なお、発災後の消火活動による美術工芸品の水害等の二次被害を防止するための注意喚起もあわせて行います。

iii 地域一体となって文化財を守る体制の整備 地域での文化財の防災・防犯に関する意識の向上を図り、地域一体となって文化財を守る体制を整えます。そのため、普及・啓発活動として文化財防火デーの訓練や広報での周知を継続します。

また、地域による日ごろの文化財の見守り体制を充実させるため、市内の防火防災組織等と連携した市民による地域版文化財保護パトロールの導入を検討します。

さらに、小中学校における総合学習等の時間を利用し、地域の歴史文化を活用した防災・防犯教育を実施するほか、消防団等の市内の防火防災組織に対して災害時の文化財の取扱いに関する講習の機会を設けることを検討します。

表 36 文化財の防災・防犯の措置

方針	番号	事業名・事業内容	主体				実施期間			財源
			行政	大学等	団体	市民	前期	中期	後期	
							R6-8	R9-11	R12-15	
一	防-1	地域防災計画への位置づけ 小野市地域防災計画での文化財に関する記述を充実させ、文化財所有者との連携や市内の連携を図る。	防災グループ 好古館							市単費
	防-2	文化財災害対応マニュアルの作成 文化財所有者の災害時の文化財の搬出ルート、避難場所、連絡体制等を示した文化財避難計画やハザードマップ等を含めた、「(仮称)小野市文化財災害対応マニュアル」の作成を行う。	好古館							市単費
	防-3	文化財リストの共有 平時から消防本部や自治会と、指定等の有無に関わらず文化財リストの共有を行う。	好古館 消防本部			●				市単費
二	防-4	既設の防災・防犯設備の点検 指定等文化財を中心に設置されている防災・防犯設備の点検を定期的実施するとともに、文化財所有者への呼びかけを行う。	好古館			●				市単費
	防-5	防火設備の設置促進 指定等文化財の消火設備等の防火設備の設置を推進する。前期では、浄土寺の防火設備の設置に取り組む。	好古館 消防本部							市単費 県補助
	防-6	防犯設備の新設 文化財の防犯対策として、防犯カメラ等の設置を推進する。	好古館 消防本部			●				市単費
三	防-7	文化財防災・防火訓練の実施 1月26日の「文化財防火デー」にあわせた防火訓練を継続して実施する。	消防本部 好古館		●	●				市単費
	防-8	地域版文化財保護パトロールの実施 市民により日ごろから文化財を見守るパトロールを実施する。	好古館		●	●				市単費
	防-9	防災教育の推進 好古館における特別展や総合学習の時間等を利用して、過去の災害等の歴史を盛り込んだ防災教育を推進する。	学校教育課 消防本部 好古館							市単費

第9章 文化財の保存・活用の 推進体制

この章では、文化財を保存・活用するための体制を示します。

第3章で整理したように、これまでも文化財の保存・活用には多くの組織や団体に取り組んできました。これらの取組みを踏まえ、より文化財の保存・活用を進めるため、それぞれの組織や団体に取り組むこと、あるいは互いに連携して取り組むこと等について検討します。

1 進捗管理と自己評価の方法（協議会の設置）	142
2 小野市の推進体制	144

1 進捗管理と自己評価の方法（協議会の設置）

本計画の進^{しんちよく}捗管理にあたっては、年度ごとに年次計画を作成し、毎年度末に年次評価を実施します。なお、文化財保護法第183条の9に定める「協議会」として、「小野市文化財保存活用地域計画協議会（以下、「協議会」という）」を設置します。協議会は、年1～2回程度開催し、年次計画や実施状況をもとに自己評価を実施して計画の進捗状況や課題の確認を行います。

計画期間最終年度の令和15年（2033）度には計画全体の総合評価を行い、協議会の意見を聞いたうえで計画を見直し、次期計画に移行します。なお、計画期間内に変更が生じた際には、協議会にて協議を行ったうえで、文化庁に変更認定の申請を行います。

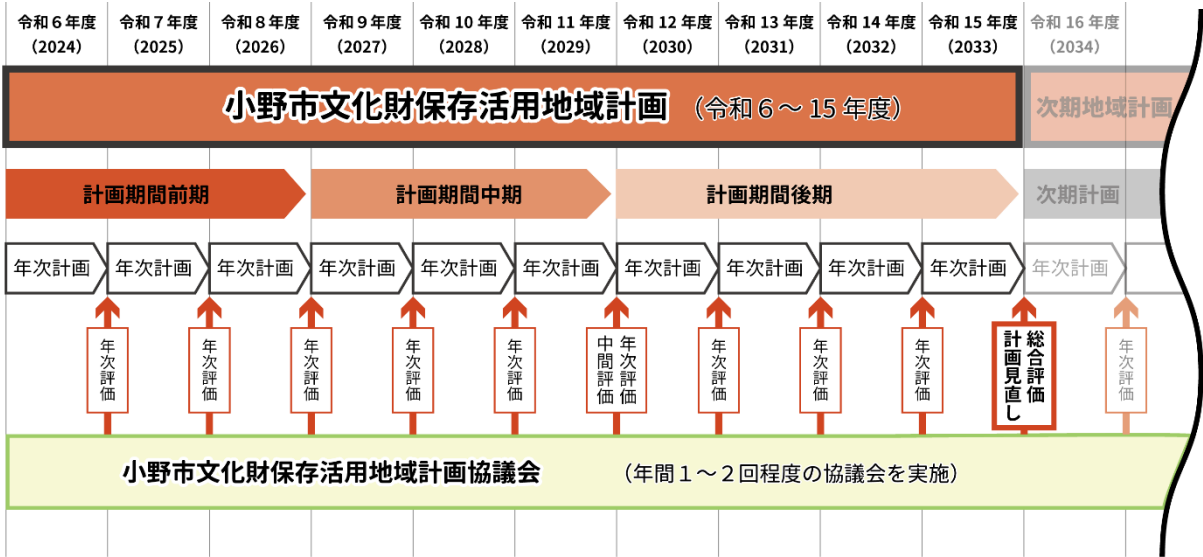


図 51 自己評価の流れ

表 37 協議会の構成（案）

分類		主体
第1号関係	小野市	総合政策部・産業創造課・観光交流推進課・まちづくり課・学校教育課等
第2号関係	兵庫県	兵庫県教育委員会文化財課
第3号関係	文化財保存活用支援団体	－（指定した場合参画する）
第4号関係	学識経験者	神戸大学・兵庫県立歴史博物館・園田学園女子大学等
	文化財の所有者	地域づくり協議会・市民
	商工関係団体	小野商工会議所
	観光関係団体	小野市観光協会
	その他	小野の歴史を知る会・小野市文化財保護委員会
事務局		小野市立好古館（いきいき社会創造課）

5つの分野ごとの具体的な成果指標を下記の通り設定します。なお、10年後の令和15年（2033）年度に評価することを想定し、総合戦略に基づく目標値については、総合計画及び総合戦略の改定時に進捗状況を評価した上で内容を見直します。

表 38 具体的な成果指標

分野	指標	基準値	目標	関連する 主な措置
学ぶ	把握した文化財の件数 データベース掲載の文化財の件数	3,404 件（令和4年） （小野市資料）	増加	1～7
	「未来に残したい歴史的・文化的な地域遺産 や歴史的な事柄」があると答えた自治会の数	35 自治会（令和4年） （地域計画アンケート）	増加	1～7
守る	指定等文化財の件数	50 件（令和4年） （小野市資料）	55 件	8
	ふるさと納税の件数（応援メニュー「伝統工 芸品そろばん・金物の振興」、「国宝浄土寺・ 鴨池など観光スポット」に対する寄付件数）	1,247 件（令和3年） （小野市資料）	増加	16
	好古館の収蔵資料数	約3万7千点（令和4年） （小野市資料）	3万9千点	17-18
活かす	観光施設利用者数（年間） 観光拠点施設：ひまわりの丘公園、白雲谷温泉 ゆびか、国宝浄土寺、おの桜つつみ回廊等	1,599,794 人（令和2年） （総合戦略）	総合戦略の目標値 1,950,000 人 （令和7年）	19-20
	浄土寺見学者数（年間）	14,669 人（令和2年） （総合戦略）	総合戦略の目標値 17,000 人 （令和7年）	19-20
	出前授業の実施回数（年間）	13 回（令和4年） （小野市資料）	現状維持	32
伝える	歴史や文化に関心がある人の割合	58.9%（令和3年） （地域計画アンケート）	増加	36-42
	小野市の歴史や文化を「良く知っている」「人 並みに知っている」と感じる人の割合	21.9%（令和3年） （地域計画アンケート）	増加	36-42
	好古館の入館者数（年間）	17,632 人（令和4年） （小野市資料）	増加	43-44
整える	ボランティアガイド利用件数（年間） 小野ガイドひまわりの利用件数	12 団体（令和2年） （総合戦略）	総合戦略の目標値 60 団体 （令和7年）	48
	「好古人」の人数	10 人（令和4年） （小野市資料）	12 人	49
	伝統産業後継者数	3 人（令和2年） （総合戦略）	総合戦略の目標値 4 人 （令和7年）	50

2 小野市の推進体制

地域計画の推進にあたっては、各主体がそれぞれの役割を認識し、地域総がかりで文化財の保存・活用に取り組むことを目指します（表 39～41、図 52）。なお、各主体は 142 ページで記載した協議会へ参画し計画の進捗について共有します。

表 39 各主体の役割

市民の役割（市民・文化財所有者・自治会・地域づくり協議会・出身者・ゆかりのある人等）
・ 市民一人ひとりが歴史文化の担い手であることを認識し、身近な文化財を大切にします。 ・ 好古館へ関心を寄せたり、各種団体の活動や市の催しに積極的に協力・参加する等、自分事として歴史文化を活かしたまちづくりに取り組みます。 ・ 各自治会や地域づくり協議会は、歴史文化や文化財の保存・活用のあり方について議論を重ね、今後も持続的に文化財を継承していける環境の構築に努めます。 ・ 小学生・中学生・高校生は学校での学びや地域でのコミュニケーションを通じて、郷土の歴史文化に親しみ、ガイド活動や清掃活動等、自分たちにできることを考え実践します。 ・ 小野市を離れて暮らす出身者等のゆかりのある人は、小野市の歴史文化に関心を寄せ、祭礼や行事の担い手となる、ふるさと納税を行う等出来ることを実践します。
団体の役割（商工関係団体・観光関係団体等）
・ 各団体は、自身の活動のより一層の充実に努めるとともに、協議会等への参画を通し、多様な団体との連携を図ります。また、本市の歴史文化の保存・活用の推進にあたって有用な情報を得た場合には各主体へ情報共有を行います。 ・ 市民や市外からの来訪者に対して、団体それぞれの特長を活かした情報発信に取り組みます。 ・ 行政から文化財の調査・保存・活用等に関する協力依頼があった際には可能な範囲で対応します。
大学等の役割（神戸大学、ヘリテージマネージャー等）
・ 大学等の研究機関は、本市の文化財に係る調査・研究を継続的に実施し、本市の歴史文化の解明に努めます。また、その成果を分かりやすく市内外に発信することで、市民・団体による文化財の保存・活用を支援します。 ・ 協議会等への参画により、専門的な知見に基づいた適切なアドバイスを行います。
行政の役割（小野市）
・ 多様な部局が連携して小野市総がかりで文化財の保存・活用を推進します。また、地域計画による取組みを着実に推進するため、多様な主体が連携する場として協議会を設置・運営します。 ・ 市民・団体・大学の取り組みを支援するための制度や事業の仕組みを整えます。 ・ 市民・団体・大学からの相談等に着実に対応するとともに、関連する主体に適切につながります。 ・ 変化する社会情勢に対応しながら、常に新しい視点をもって適切な施策立案を行います。 ・ 近隣自治体及び兵庫県、国と、文化財の保存・活用に関する連携・調整を図ります。 ・ 好古館では、小野市のみならず播磨地域の歴史文化の拠点という意識をもち、調査・研究・展示・情報発信に努めます。

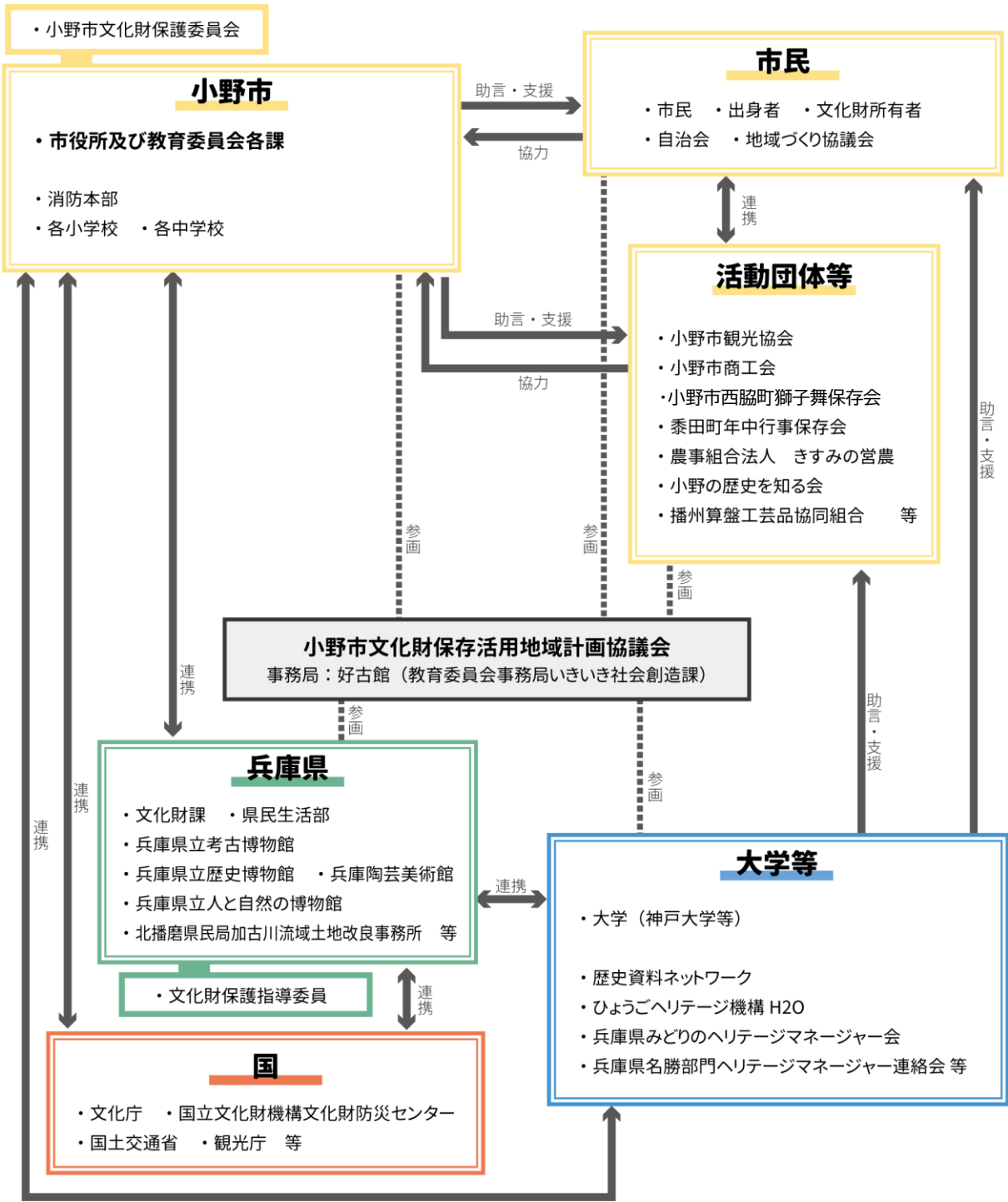


図 52 各主体の連携関係

第9章 文化財の保存・活用の推進体制

表 40 文化財の保存・活用の体制（令和5年4月現在）（1/2）

小野市		
教育委員会	好古館（いきいき社会創造課）	文化財の保護、調査、活用、文化財関連補助金、好古館に関すること等（職員数6名のうち専門職員4名）
	学校教育課	学校教育、「16か年教育」に関すること等
	スポーツ振興課	ウォーキングイベント・マラソンに関すること等
総合政策部	企画政策グループ	市政の総合的な企画及び調整、移住定住・地域活性化、地域連携・広域連携に関すること等
	交通政策グループ	地域公共交通計画、神戸電鉄粟生線、コミュニティバスに関すること等
	プロジェクト推進グループ	重点的な開発、都市計画・新たなまちづくり、特命プロジェクトに関すること等
総務部	総務課	人事、統計に関すること等
	財政課	予算の総合編成及び執行管理に関すること等
	市民サービス課	広報おの、情報発信、国際交流、住民活動・コミュニティに関すること等
	ICT推進課	情報化の推進
市民安全部	防災グループ	防災に関すること等
	地域安全グループ	防犯、安全安心パトロールに関すること等
	生活環境グループ	環境保全に関すること等
市民福祉部	健康増進課	食育推進計画に関すること等
地域振興部	まちづくり課	都市計画・建築・開発、公園・景観、空き家に関すること等
	道路河川課	道路、かわまちづくりに関すること等
	産業創造課	農業・林業・水産業、「東条川疏水ネットワーク博物館」、産業振興、商店街、伝統工芸品・地場産業、伝統産業会館に関すること等
	観光交流推進課	観光振興、特産品、観光協会、「小野ガイドひまわり」、ふるさと納税に関すること等
消防本部		消防及び救急、災害時の情報収集・連絡に関すること等
小野市消防団		地域の防災、災害時の消火・救助活動に関すること等
各小学校		児童の郷土教育に関すること等（小野小学校・小野東小学校・河合小学校・来住小学校・市場小学校・大部小学校・中番小学校・下東条小学校）
各中学校		生徒の郷土教育に関すること等（小野中学校・河合中学校・小野南中学校・旭丘中学校）
公益財団法人 小野市都市施設管理協会		公園・施設等の管理運営（広渡廃寺跡歴史公園、金罐城遺跡広場等）、緑地保全に関すること等
地方文化財保護審議会等		
小野市文化財保護委員会		小野市指定文化財に関する調査・審議、文化財の保存・活用に関する調査・審議等（委員 10名）
博物館等施設		
小野市伝統産業会館		伝統的工芸品の展示紹介、伝統産業に関する資料の保管、特産品の即売、技術研修、後継者の育成、新製品の開発のための研究等を行う施設

表 41 文化財の保存・活用の体制（令和5年4月現在）（2/2）

市内の関係団体		
各地域づくり協議会	各地区の地域づくりに関すること等	
各自治会	各町の地域づくりに関すること等	
小野市西脇町獅子舞保存会	西脇獅子舞の保存、情報発信等	大人 32 名、子ども 7 名
黍田町自治会・黍田町年中行事保存会	黍田のハナフリ・ゴツキ（牛撞き）行事に関すること等	
農事組合法人 きすみの営農	きすみの古代米、きすみのそば等の生産・加工・販売、「田んぼの学校」（来住小学校）を通した食育に関すること等	
小野の歴史を知る会	郷土史の調査・研究等	
小野市文化連盟	小野市短歌フォーラムに関すること等	
小野商工会議所	経営改善普及事業、地域振興事業に関すること等	
小野市観光協会	市内の観光振興、パンフレットの発行、イベントの実施等	
播州算盤工芸品協同組合	播州そろばんに関する伝統技術の継承、そろばんの技術を生かした商品開発等	
市民ボランティア		
小野ガイドひまわり	研修によって歴史を学び、浄土寺・国史跡広渡廃寺跡歴史公園・金鐘城遺跡広場・好古館の4か所を案内する。	現在 23 名
好古人	好古館とともに、市内の歴史文化に関する調査・研究のボランティア活動を行う。	現在 10 名
大学等		
神戸大学	「生涯学習や文化遺産の活用をめぐる相互協力」に関する包括協定に基づく取組みに関すること等	
ひょうごヘリテージ機構 H20	歴史文化遺産の調査・研究、保全・活用提案、まちづくりに関すること等（主に建造物について）	
兵庫県みどりのヘリテージマネージャー会	巨樹・巨木等の植物の保全・活用に関すること等	
兵庫県名勝部門ヘリテージマネージャー連絡会	兵庫県内の歴史的な庭園等の保存・活用に関すること等	
歴史資料ネットワーク	災害時の歴史資料の保全・活用に関すること等	
兵庫県の関係機関		
兵庫県文化財課	文化財の調査・活用・保存・整備、埋蔵文化財に関する手続きに関すること等	
兵庫県県民生活部	移住・定住の促進、「地域再生大作戦」等地域の再生・活性化。日本遺産等地域遺産の広域的活用に関すること等	
兵庫県立考古博物館	県内の遺跡や考古資料の調査・研究・成果の活用等	
兵庫県立歴史博物館	県内の郷土の歴史学習と教育・学術の発展に関すること等	
兵庫陶芸美術館	陶芸文化の継承と振興、丹波焼等出土遺物の鑑定に関すること等	
兵庫県立人と自然の博物館	自然史に関する調査・研究等	
北播磨県民局 加古川流域土地改良事務所	東条川疏水ネットワーク博物館に関すること等	
広域団体		
播磨広域連携協議会	播磨全域の 22 市町が加盟。広域防災体制の構築、広域観光の推進等	

